

常州観荘趙氏の歴史にみる 清代社会の一断面（3）

浅 沼 かおり

3 常州観荘趙氏の学位と官位

表 1 学位と家系

		留郷長房	留郷四房	入城六房	殿撰公	太原公	雲千公	中書公	企清公	会理公	念普公	留郷八房	合計
進士				3	3	3							9
挙人					3	3		1					7
貢生	歳貢生					1					1		2
	恩貢生				1								1
	拔貢生				1								1
	廩貢生				1								1
	附貢生					1		1					2
	貢生				1								1
監生	国学生 ^(※1)				30	8	1	3		3	4		49
	増監生					1							1
	附監生				2						1		3
生員	廩膳生 ^(※2)		1		2	1					1		5
	増生					2				1			3
	優附生								1				1
	庠生		2		12	3		4			1	3	25
その他	伯舞生			1								1	1
学位保有者		0	3	3	57	23	1	9	1	4	8	3	112
総人数		2	120	9	210	94	4	42	24	21	42	150	718

※1 「国適生」と表記されたもの1名（殿撰公分世）を含む。また、殿撰公分世の趙侗教は「邑庠生四十四年聖駕南巡召試第三名内廷供奉恩賜入監」という特殊な事例であり、監生でなく生員に含めた。

※2 「廩生」と表記されたもの1名（念普公分世）を含む。

まず、学位について述べたい。表1は、観莊趙氏の保有した学位を家系別に示している。24世以降の男子718名のうち、学位保有者は112名であり、約15.5%を占めている。学位保有者の内訳は、進士が9名、挙人が7名、貢生が8名、監生が53名、生員が34名、^{いっ}侗舞生が1名である。ただし、おそらく監生の人数は実際にはこれより多かったと考えられるが、この点については後述したい。以下、それぞれの学位について、簡単に説明しておく。

「進士」は科挙の最終段階である「殿試」合格者、「挙人」は省レベルの試験である「郷試」合格者である。ただし、本節の最後に付した「官位保有者(77名)一覧表」の(12)趙懐玉は、皇帝南巡のさいに催された「召試」で挙人の学位を授与されている。表1の順序とは少しずれるが、「生員」について先に述べると、生員とは府学・州学・県学の学生であり、「廩膳生」「増広生」「附生」があった。「廩膳生」とは食禄(一般には1年に銀3~4両)を与えられた生員であり、「廩生」はその略称である。増員した者を「増広生」といい、略称は「增生」である。はじめて入学した者は「附学生員」と呼ばれ、略称が「附生」であった。廩生と增生には定員があったので、附生のうち歳試・科試で上位の者から、廩生・增生が補充された²。

「優附生」については、判断が難しい。雍正11年に「各省が保証して推薦してくる[保送]優生のうち、廩生と增生は歳貢とする。附生は、監生として国子監に入れて修学させる」³という論が出された。廩生・增生出身の優生は「優貢」、附生出身のものは「優監」と呼ばれるようになったのである⁴。「優附生」が仮に「優監」であれば監生に分類すべきだが、決め手がないので成績の良い附生と判断して生員とした。「庠生」は生員の別称であるが、二つの可能性が考えられる。「支譜」が作成されたとき、どの種類の生員なのか不明であったか、地位が一番下の「附生」であったために故意に記されなかったかである。

「貢生」とは、「生員」から北京にある最高学府「国子監」に入学したものをいう。「歳貢生」は、廩生のうち古参の者から国子監に入るもの、「恩貢生」は国家に慶典があった場合や登極詔書によって国子監に入るもの、「拔貢生」とは、各省の生員のうち優れたものが選抜されて国子監に入るものである⁵。「廩貢生」は貢生の肩書きを買った廩生を指す⁶から、「附貢生」は貢生の肩書きを買った附生であろう。単に「貢生」と表記されているのは、上述の「庠生」と同様に、どの種類の貢生か不明だったか、「例貢生」だったかであろう。「例貢」とは「廩生、增生、附生あるいは俊秀監生が、貢生を捐納する[援例報捐]」⁷ことである。「俊秀」は漢人で「出身の無いもの」⁸、もっとわかりやすく言えば「無官無位の庶民」⁹のこと、「^{えんのう}捐納」は政府に銀や食糧を納めて官職を得ることである¹⁰。「例貢」は「異途」¹¹であったために、単に貢生と記されたのかもしれない。

「監生」は「国子監で修学する学生の総称[国子監肄業生的総称]」¹²というように、国子監の学生全体を指す場合もあるが、表1では「監生」を狭義に解釈し、「貢生」と「監生」が国子監の学生を構成するという形をとっている。『清史稿』には国子監で「修学する生徒には貢と監がある。…これらを国子監生という[通謂之國子監生]」¹³と記述されており、

『清実録』にも「本監貢生監生」¹⁴（「国子監の貢生と監生」）という表現が見られるので、これによった。何炳棣氏は、生員は「在學生」、貢生や監生は「卒業生」の身分であったと明快に性格付けている¹⁵。

「国学」とは「国子監」のことである¹⁶。観莊趙氏の「支譜」に記録された「国学生」に関しては、常州惲氏についての「族譜の世表などに単に『太学生』或いは『監生』とのみ記載されている者は、全て例監生であったと判断した」¹⁷という倉橋圭子氏の指摘が該当すると考えられる。つまり「国学生」は、俊秀が監生の肩書きを買った「例監」¹⁸である。「増監生」は監生の肩書きを買った増生、「附監生」は監生の肩書きを買った附生である¹⁹。

順天郷試の受験枠には直隸省生員の「貝字号」、北監生の「皿字号」、宣化府の「旦字」、奉天府の「夾字」があった²⁰。「北監」は北京国子監のことで、清初には明制をひきついで北京に北監、南京に南監があったが、順治7年に南京国子監は江寧府学に改められ、北京国子監だけが残った²¹。倉橋圭子氏によれば、常州惲氏の例監生の「一部は、全国で最もレベルの高い受験者が集合する地元江南の郷試を避け、より合格が容易な順天府（北京）の郷試を受ける資格を得るために、監生となった者たち」であったが、「これら例監生出身者が郷試受験に成功した例はきわめて少ない。例監生の大半は、単に自身の経済的成功に社会的威信を加えるために監生を購っただけかもしれない、伝記の記述に見る限りではむしろこちらの事例のほうが多い」²²という。監生について、「俊秀の捐納のうち試験を受けない者は郷試のとき、（監生の身分を、引用者）親友に貸したり、他人に賃貸したりして、替え玉²³受験が起こる。捐納後、保証書を取る〔行文取結〕ときに試験は受けない旨を記入させ、科試（郷試の予備試験、引用者）の日によく検査すれば、替え玉の弊害は除くことができる」²⁴と『清実録』に書かれているのも、最初から郷試を受ける気のない監生が多かったことを物語っている。表1の「その他」の「侷舞生」は「侷生」「楽舞生」とも呼ばれ、孔廟で祭祀をおこなう楽舞人員であった²⁵。

表1から見てとれるのは、「留郷」すなわち農村に残留した家系と、「入城」すなわち城内に移住した家系とのあいだの懸隔である。留郷長房・留郷四房・留郷八房を合計した「留郷」家系の総人数は272名、そのうち学位保有者は6名であるから、約2.2%にすぎない。一方、入城六房・殿撰公分世・太原公分世・雲千公分世・中書公分世・企清公分世・会理公分世・念普公分世からなる「入城」家系の総人数は446名、学位保有者は106名なので、こちらは約23.7%である。

より細かく家系別に見ると、留郷四房の生員3名は、24・25・26世から各1名である。留郷八房の生員3名は26・27・28世から各1名である。「留郷」家系では、生員の資格を持つ者は比較的古い世代に集中しており、世代が下ると皆無になったことがわかる。第2節に登場した篤学の士・趙秋澤は、留郷八房の3名の生員のうちの1人であった。農村と城内に分家した24世4兄弟の父親である23世の趙名臣は「吳県庠生冠帶儒士」²⁶であった。つまり趙名臣が生員出身であったので、分家の直後には、農村の家系にも学問の気風が存在した

のではないだろうか。

「入城」諸家系のあいだにも、格差は存在した。「入城」家系の学位保有者 106 名のうち、80 名（約 75.4%）が殿撰公分世と太原公分世の成員である。殿撰公分世と太原公分世の学位保有者（80 名）は、これら 2 家系の総人数（304 名）の約 26.3%である。一方、入城六房から分かれた、それ以外の 5 家系、すなわち雲千公分世・中書公分世・企清公分世・会理公分世・念普公分世の学位保有者（23 名）は、これら 5 家系の総人数（133 名）の約 17.2%である。

もう一つ特徴的なことは、「留郷」家系に、生員はいるが、監生がいないことである。倉橋圭子氏は、常州惲氏について、清代を通じて概ね世代ごとに「進士・挙人出身の任官者を輩出している 6 宗族と、明末～清初の幾分流動性が高まった時期以降は少数の監生を出すにとどまる他のもの」と二分されており、前者にしてもそれらは一族内の特定の分支に集中する傾向が顕著である²⁷と指摘している。任官者を輩出する家系とそれ以外の家系に二分されたという点、さらに前者のなかでも任官者は特定の分支に集中していたという点では、観荘趙氏の場合と似ている。だが、任官者を出さない家系に少数だが存在したのが「監生」だったという点が、観荘趙氏と異なっている。

伍躍氏によれば、「康熙年間『捐納俊秀監生』の『正項雑費』は、銀三百両であったことが分かる。…雍正年間に入って、監生の捐納基準が緩和され、銀百両と改訂された。これによって、一般人が容易に捐納できるようになった²⁸。つまり、捐納にはたいした金額が必要でなかったにもかかわらず、観荘趙氏の「留郷」家系には監生が皆無である。観荘趙氏の「留郷」家系には、「監生」という肩書き、そしてそれによって参入可能となる官界への意欲が薄かったと言えるのではないだろうか。

「入城」家系の官員にも「加捐」、すなわち金銭によって昇進したと明記されているのは、「官位保有者（77 名）一覧表」（8）の二重線部分のみである。国子監典籍（従九品）に議叙された趙廷彩が、「加捐」して知県（正七品）の資格を得ている。官員が捐納によって昇進〔陞遷〕することが「捐陞」である²⁹。趙廷彩の場合は、そのなかでも「京官が外官ポストの任官資格を得るために捐納する」、いわゆる「改捐」³⁰に相当する。伍躍氏は、官界においては「高いポストに昇進した者に対し、彼の出身資格または昇進の経路をやかましく言う人はほとんどいなかったであろう³¹」、「とりわけ清朝乾隆年間以後の官僚たちの多くは、捐納制度を利用していた」のであり、「自身の捐納経歴を堂々と『自撰年譜』のなかに書き記している者」³²もいると指摘している。「支譜」のなかに「加捐」がただ一例しか表記されていないのは、他には存在しなかったか、あるいは他の例は記されなかったかのどちらかである。

「清官」という言葉には胡散臭さがつきまとうが、観荘趙氏は「清官の末裔」という立場に多少は拘束されて、それほどの蓄財はしなかったかもしれない。少なくとも「捐納」を明記することに躊躇を感じたかもしれない。たとえば、「官位保有者（77 名）一覧表」の（2）趙侗敦は、知県・知州代理・同知・知府・道員を歴任したあとに、塩運使という余禄の多い

「肥缺」を手にした。「すべての肥缺のなかで、河道・塩政・漕運は最大の肥缺であったといえることができる」³³と林乾氏は述べているが、趙侗敦の墓誌銘は、「公は官にあって清廉であった。…塩運使に就任するとますます廉潔で、慎重であった」（乾隆丙辰博学宏詞文淵閣大学士・劉綸³⁴「故浙江塩駅道副使趙公墓誌銘」巻十五、世編第五、16-17頁）と伝えている。

次に、官位について述べたい。個々の官職については、「官位保有者（77名）一覧表」のあとに簡単な解説を付したが、「支譜」に登場する多くの官職を分類するのは困難な作業である。現実の様相は錯綜を極め、一筋縄では整理できない。ひとまず、次の3点を指摘しておきたい。まず第1に、第1節の注3にも記したように、官職によっては、時期によって品級に多少の変動がある³⁵が、ここでは一律に光緒朝編纂の『清会典事例』によることにした。趙申喬など高位にのぼったごく一部の者については任官の時期が明記されているが、大部分の事例については、その時期が不明であるので、どの時期の品級に該当するかわからないからである。だが、その結果、たとえば趙申喬の「戸部尚書」について、前節までは沿革にそって「二品」としたが、本節以下では「従一品」としたような不一致が生じるが、やむをえない。第2に、「難蔭雲騎尉」「難蔭騎都尉」などの「世爵」は品級とみなすことにした。「封贈」については、生前におくられる「封」は品級として扱い、死後におくられる「贈」は品級として扱わないことにした。

第3に、これが最も悩ましい点だが、官位保有者といっても「実缺」をもつ人、すなわち正式に任命されて実際の職務を担当した者はごく一部にすぎない。「官位保有者（77名）一覧表」のなかで下線を付したのが、「実缺」と考えられるポストである。官員としての最高官位（品級）を実缺で決定するのか、それとも、「候選」「截取」「候昇」「銜」「保拳」「候補」「昇用」「試用」「奉旨以用」「以用」「以補用」などの場合を含めて決定すべきかが迷いどころだが、実缺以外のさまざまな場合を含めることにした。したがって、本稿における観莊趙氏の官位は、全体的にかなり「切り上げ」傾向にある。ただし1例だけ例外があり、それは「官位保有者（77名）一覧表」の（40）趙仔敦の場合である。趙仔敦は監生で、州同知（従六品）を考授されたが、その後、直隸元城県丞（正八品）に任命された。つまり、官位としては下位の実缺を入手したのである。本来昇進すべきポストより低いポストを捐納する、一種の「降捐」³⁶に類するものであろうか。ここでは、州同知（従六品）ではなく、県丞のあとに任命された知県（正七品）を、趙仔敦の最高官位とした。

また、出向・出張・当直などの臨時の職や「署」（代理）は、「実缺」にも官位にも含めなかった。道光9年の進士で、地方官を歴任した張集馨^{けい}は、「代理は強奪の如し [署事如打搶]³⁷」と述べている。その意味を、林乾氏は次のように解説する。代理官 [署理官] は一時的な代理であるから、取れるものは取る、長くとも1年たらず、短ければ数ヶ月でいなくなる。代理は一般には同級あるいはやや低い等級の官員がつとめる。清代の道府以下の官員の代理は、総督・巡撫が委嘱し、吏部に報告すれば良かったので、代理官はいっそうやりたい放題であった³⁸。「署」はあくまでも一時的な代理であったと考えられる。

表2 官位と家系

		留郷長房	留郷四房	入城六房	殿撰公	太原公	雲千公	中書公	企清公	会理公	念普公	留郷八房	合計	
上層	一品			1									1	3
	二品												0	
	三品				1	1							2	
中層	四品				5	2							7	42
	五品				8	5				1			14	
	六品			1	8	3				1			13	
	七品			1	5	1		1					8	
下層	八品				4	4			1	1	1		11	32
	九品				9	4		2			2		17	
	未入流・書吏				1			1	1		1		4	
官位保有者		0	0	3	41	20	0	4	2	1	6	0	77	
総人数		2	120	9	210	94	4	42	24	21	42	150	718	

表2は、観莊趙氏の官位保有者を、家系ごとに示したものである。ここでは基本的に何炳棟氏の分類に従って、官僚社会を三つの層に分ける。何炳棟氏によれば、上層は一品～三品、中層は四～七品、下層は八～九品および未入流・書吏から成る³⁹。

総人数718名のうち、官位保有者は77名であり、約10.7%を占めている。学位保有者が約15.5%だったのと比べると、5%ほど低い数字になっている。77名の内訳は、上層3名、中層42名、下層32名である。より細かくみると、上層は一品（1名）、三品（2名）、中層は四品（7名）、五品（14名）、六品（13名）、七品（8名）、下層は八品（11名）、九品（17名）、未入流・書吏（4名）である。「留郷」の家系には、官位保有者が一人もおらず、学位保有者が、「留郷」家系にもわずかながら存在したのとは異なっている。「入城」家系のあいだでは、どうであろうか。学位保有者と同様に、官位保有者の大多数は殿撰公分世と太原公分世の成員であり、これら二つの家系の官位保有者数（61名）は、全官位保有者（77名）の約79.2%、八割近くを占めている。これら2家系の官位保有者（61名）は、2家系の総人数（304名）の約20.0%である。一方、入城六房から分かれた、それ以外の5家系、すなわち雲千公分世・中書公分世・企清公分世・会理公分世・念普公分世の官位保有者（13名）は、これら5家系の総人数（133名）の約9.7%である。

表3 官位と学位

層	人数	官位	人数	学位保有者						学位非保有者				
				進士	挙人	貢生	監生	生員	合計	難蔭	その他	合計		
上層	3	一品	1	1					1	3			0	0
		二品	0					0				0		
		三品	2	1			1	2				0		
中層	42	四品	7	2		1	3		6	32	1		1	10
		五品	14	3	1		6		10		1	3	4	
		六品	13	1		1	3	4	9			4	4	
		七品	8	1	4	1	1		7			1	1	
下層	32	八品	11			1	3	2	6	12		5	5	20
		九品	17				4		4			13	13	
		未入流・書史	4				2		2			2	2	
合計		77		9	5	4	22	7	47		2	28	30	

何炳棣氏によれば、進士の学位は「ほとんど自動的にその人を官界の中層に位置づけるものであった。清末になって、官職と官等を購入した官吏採用予定者の数が増加したために、官僚社会がますます供給過多に陥った時ですら、一集団としての進士は相変わらず官職への最優先権を有し、俗に『老虎班』——文字通りには『虎組』と称された」⁴⁰。また、「挙人の身分は、明清社会の階層化において決定的なもの」⁴¹であり、貢生も「決定的な学位」で、「挙人と並んで、官吏になる可能性のある者と庶民とを明確に区別する役目を果たした」と指摘する⁴²。

先述のとおり、観莊趙氏の進士は合計9名、「官位保有者(77名)一覧表」の(1)趙申喬、(3)趙仁基、(4)趙鳳詔、(6)趙学轍、(11)趙熊詔、(13)趙鍾彦、(17)趙振祚、(25)趙繼鼎、(38)趙申季である。挙人は合計7名、(12)趙懷玉、(39)趙鯉詔、(41)趙如玉、(42)趙鍾書、(43)趙夢祥のほかに、官位をもたなかった挙人として、趙沛(太原公分世、28世)と趙源濬(太原公分世32世)の2名がいる。貢生は合計8名、(5)趙錫男、(28)趙澧、(44)趙振祁、(56)趙企翔のほかに、官位をもたなかった貢生として、趙豊玉(殿撰公分世29世)、趙実(太原公分世32世)、趙昌祚(中書公分世31世)、趙受恒(念普公分世29世)の4名がいる。

表3を見るかぎり、進士と挙人のあいだの溝は深い。進士・挙人はいずれも下層には存在しないが、上層に挙人出身者は存在しない。「挙人・貢生と進士やいずれも正途とよばれるが、高低[軒輊]は非常に異なっていた」⁴³という『清史稿』の記述が該当する。生員出身で三品にのぼった趙侗教は、表1に注記したように、召試で内廷に召され、国子監入学をゆるされた人物で、例外的である。さらに「実缺」を得たか否かという点に注目すると、違いはより一層明白となる。「官位保有者(77名)一覧表」が示すように、進士は全員が実缺を

手にしているのに対し、挙人で実缺を得たのは(12)趙懐玉と(42)趙鍾書の2名だけである。趙懐玉は召試で挙人の学位を賜り、『清史稿』のなかの「文苑」に立伝された異才の人である。趙鍾書が実缺を得たのは快挙といえることができるが、それは「訓導」という教職であった。これについては後述する。貢生に至っては、実缺を得たのは(5)趙繩男だけである。

表3をみると、上層の官位保有者のなかには、学位をもたない者は一人もいない。中層では、学位保有者32人に対して学位非保有者が10人と、約3対1の比率となる。下層では学位保有者と非保有者の数が逆転して、前者が12人、後者が20人で、約1対2の割合となる。細かくみると、上層では一品1名(進士1名)、三品2名(進士1名、生員1名)である。中層では四品7名(進士2名、貢生1名、監生3名、難蔭1名)、五品14名(進士3名、挙人1名、監生6名、難蔭1名、その他3名)、六品13名(進士1名、貢生1名、監生3名、生員4名、その他4名)、七品8名(進士1名、挙人4名、貢生1名、監生1名、その他1名)である。下層では八品11名(貢生1名、監生3名、生員2名、その他5名)、九品17名(監生4名、その他13名)、未入流・書吏4名(監生2名、その他2名)である。

だが、上の数字は、額面通りに受け取るわけにはいかないのではないだろうか。『清史稿』によれば、「廩生・增生・附生あるいは俊秀監生が貢生を捐納〔援例報捐〕するものを例貢、俊秀が監生を捐納〔報捐〕するものを例監と言った。およそ捐納入官するものは必ずこれによった」⁴⁴のであり、『中国官制大辞典』は、「明清代には、府学・州学・県学に入らずに郷試を受けたい者、あるいは科名がないのに入仕したいという者は、いずれもまず捐納によって監生になり、出身としなければならなかった」⁴⁵と説明している。つまり、書吏は別として、原則的には「監生」以上の学位をもたない人間は官界に入ることはできないと解釈できる。

官位保有者のうち、学位保有者のなかの「生員」、学位非保有者のなかの「その他」が問題となる。彼らは、どのようにして官界に入ったのだろうか。彼らには、「支譜」には記入されていない経歴があると考えられる。言い換えれば、監生・書吏出身者、捐納などが、「支譜」に表記されたより多く存在したと考えざるをえない。第一の可能性は、「貢監生考職」で、貢生・監生が、州判・州同・県丞・主簿・吏目などとして録用された⁴⁶ということである。第二の可能性は書吏出身で、「吏員考職」の道をたどったことである。一等は正八品経歴、二等は正九品主簿、三・四等は従九品・未入流として用いられた⁴⁷。第三に「捐納」によって「銜」(相当官のこと)を買ったり、「銜」を下賜されたりした場合がある。平民は、貢生・監生、封典、職銜を捐納することができた⁴⁸。「官位保有者(77名)一覧表」の「九品」の項で目に付く「候選従九品」は、「従九品職銜」つまり従九品の相当官を指すと考えられる。伍躍氏は、「官界においては、この『従九品職銜』はほぼ無意味と言ってよいが、なぜこれほど多くの『俊秀』が銀四十両を出し『従九品職銜』を捐納したのか」と問い、「捐納して虚銜を取得する目的は、結局、それを利用して社会的地位をより高めて身分の保障を図りたい、というところにあったと考えられる」と指摘している⁴⁹。

以下では、官員の具体例として、「官位保有者(77名)一覧表」の(3)趙仁基(30世、乾隆54年-道光21年)を中心に、父の(42)趙鍾書(29世、乾隆26年-道光元年)、息子の(19)趙烈文(31世、道光12年-?年)の三代を取り上げてみたい。三人は太原公分世に属し、いずれも官職についている。また、それぞれ、天理教徒⁵⁰の乱(嘉慶18年、1813年)、アヘン戦争(道光20-22年、1840-42年)、太平天国の乱(咸豊元年-同治3年、1851-64年)に関わっており、「伝」の情報も比較的豊かである。

趙鍾書の官歴は、挙人に合格したあと、「授徐州府豊県訓導、保举知県」(徐州府豊県訓導を授けられ、知県に保举される)という簡単なものであった。呉育⁵¹の著した「伝」によれば、

家は貧しく、20歳前には四方に旅して謝礼〔束脩〕をもらい、食をつないだ。孺人⁵²・擘氏は内助の功でこれを助け、ひとりで年寄りの世話をし、家のことで心配をかけなかった。学問を遂げて、乾隆59年に順天郷試で挙人となった。嘉慶6年に大挑二等となり、教職に任用されることになった〔以教職用〕。贈君は喜んで、今後は遠くに行くことなく、父子寄り添って年をとりたいものだと言った。しかし、この年に贈君は亡くなった。5年後、豊県訓導を選授された。(処士呉育「豊県訓導保举知県趙君伝」巻十六、世編第六、11頁。下線、引用者)

上の文中の「贈君」は、第2節に登場した趙偉枚の次男・趙滙(雍正13年-嘉慶6年)である。趙偉枚の遺族の窮乏についても、前節で詳述した。趙滙自身は増監生で終わったが、子の趙鍾書、孫の趙仁基が仕官したことによって、没後に官位を贈られたので、「贈君」と呼ばれているのであろう。「大挑」は6年に1度、会試に落第した挙人を官員に取り立てる制度であり、一等は知県、二等は学正・教諭として用いられた。学正・教諭(正八品)に用いられた者は、訓導(従八品)に任命される〔借補〕ことが可能であった⁵³。

「訓導」は教職の一種であるが、教官は重視されてはいなかった。ある巡撫⁵⁴は、教職という官は「たとえ才能があっても、それを顕す道がない」⁵⁵と述べている。雍正帝も教職について、

進士・挙人は例によれば、知県に銓補される。なかには気が利かず、吏治に習熟しないが、人柄がよく、文理に明るい者がいるので、そういう者を教職に改めることを許す例が定められている。これによって、知県〔民社之任〕を重んじ、また教官〔司鐸〕の選も慎み、功名を保ってやるのだ。しかし年来、候選各員のなかには、年老いて凡庸で、県令に適さないのに、いちずに、分を知ることなく、任に堪えると言ひ張る者がいる。県官を得てこそ榮幸とし、着任後に任に堪えなかったら教職に改めてもらえばよいのであり、功名を損なうことはないと考えているのである⁵⁶。

と述べている。だが、教職につくのも並大抵のことではなく、趙鍾書は5年の歳月を費やしてようやく実缺を手にした。豊県は、江蘇省北部の徐州府に属した⁵⁷。江蘇省の人間が江蘇省で官職についたことになるが、教職は回避の制が緩やかで、本府を回避するだけでよかった⁵⁸。このような緩やかな回避規定からも、教職が世間の利害に縁遠い存在であったことがうかがわれる。包世臣⁵⁹は、趙鍾書の息子である趙仁基について、「貧夫〔寒賤〕から身を起こして貴顕となり、亡くなってみると、ほとんど殖財していなかった」（江西安福県知県包世臣「趙提刑家伝」巻十六、世編第六、17頁）と書いている。乾隆年間に、貧困のために故郷に戻ることもできない教諭・訓導などに帰郷の路費が与えられるようになった⁶⁰というから、教官の暮らし向きはよほど苦しいものであったらしい。また、呉育によれば、

豊県は黄河に瀕し、災害のない年はなかった。民俗は粗野で鼻っ柱が強く、死を畏れなかった。善い教えがあっても、盛んにするのは難しかったが、在官すること8年、教養層〔士〕はかなり心服していた。（巻十六、世編第六、11頁）

豊県は^{じんき}人気が悪く、教化には骨の折れたようである。趙鍾書が豊県に着任して7、8年がたったころ、天理教徒の乱が起きた。北京で林清らが紫禁城に乱入した⁶¹ことは、よく知られているが、河南省滑県では嘉慶18年9月に李文成が衆を集めて反乱をはかり、捕えられて獄につながれた。その仲間が県城を陥とし、山東省曹県などの賊がそれに呼応したのである⁶²。陸繼輅⁶³によれば、

嘉慶18年に林清の乱が起き、その一党である馬朝棟らが曹州で起ち、曹県知県の姚国^{せん}旃を殺害し、ついで定陶を略奪し、定陶県知県の賀徳瀚は戦死した⁶⁴。城武県・単県・豊県は大いに震撼した。君（趙鍾書のこと、引用者）はこのとき徐州府にいたが、危急を知って、即日、豊県に馳せ帰った。大声で呼ばわって門を入った。豊県知県の張執琮⁶⁵は君の手をとって賛嘆し、君は単身で在官しており、賊が至ろうというときに、ちょうど命を受けて他所に行っていたのは幸運であるのに、死地に戻って来るとは、と言った。みな感激して奮い立ち、全力を尽くして賊を撃退すると誓った。賊は備えがあるときいて、やって来なかった。（嘉慶庚申挙人江西貴溪県知県陸繼輅「書豊県訓導趙君事」巻十六、世編第六、12-13頁。）

上のように、乱が起きたとき、徐州府にいた趙鍾書は豊県に「馳せ帰った」が、陸繼輅によると、「平素馬に乗れなかったのに、忠憤に激して馬を駆り、1日で150里（75キロ、引用者）を走った」（巻十六、世編第六、13頁）という。先にも挙げた呉育の「伝」によれば、徐州から豊県に戻ろうする趙鍾書は、「教官には地方の責はないが、教師の尊厳〔師道之尊〕というものがある。もし自分が危難を避けたら、どうして人に忠孝を求めることができよう、

私は城と存亡を共にする」(巻十六、世編第六、12頁)と言って制止を振り切ったという。陸継輅によれば「訥弁で、うまく意思を伝えることができなかった」(巻十六、世編第六、13頁)趙鍾書だが、名台詞を残したということができよう。

趙鍾書が知県に保挙されたことについて、陸継輅の「伝」には「(嘉慶、引用者)21年に任期を終え[秩滿]⁶⁶、引見、奉旨、知県選用となった[以知県選用]」(巻十六、世編第六、13頁)と書かれている。呉育の「伝」によれば、「大吏が、知県に堪える才だとして推薦し、引見のうえ、みとめられた」(巻十六、世編第六、12頁)のであり、「総督・百齡⁶⁷が自ら豊県に来て、城を守った功績を称賛し、知県に保挙した」(「武陽合志人物宦績伝」巻十六、世編第六、11頁)」というから、両江総督⁶⁸じきじきの推薦であったことになる。先述のように、当時の世評では、「教官」と「知県」とのあいだには雲泥の差があったので、知県への推薦は大きな栄誉であったろう。

知県に保挙されてからの趙鍾書は、どのような日々を送ったのだろうか。先にも挙げた包世臣作の趙仁基伝に、「幼い頃、贈公(趙鍾書のこと、引用者)の豊県での任につきそった。公は任期を終える[俸滿]と保薦をうけて郷里で銓衡を待った[里居待銓]」(巻十六、世編第六、14頁)と記されているから、知県に保挙されてから、故郷で順を待ったことがわかる。呉育によれば、「家居して選を待った。食事の貧しいことは、以前どおりであった。花を植え、竹を植え、老人と往来して、文を論じ、詩を作り、時おり遊歴しては、倦きると帰る」(巻十六、世編第六、12頁)という暮らしぶりであった。陸継輅が、「順を待つこと5年で亡くなった」(巻十六、世編第六、13頁)と書いているように、ついに知県の実缺を得ることはなかった。「訓導」の任期は終えたが、まだ「知県」に任命されていないという「保挙知県」の一例である。

次に、趙仁基⁶⁹について述べたい。「官位保有者(77名)一覧表」の(3)に記したように、趙仁基は進士出身、江西省で袁州府の宜春県と万載県の知県代理、撫州府崇仁県知県をつとめたあと、安徽省で寧国府の涇県知県、安慶府の懷寧県知県、^{ちよ}滁州直隸州知州、六安直隸州知州、山西省で平陽府知府に就任するが、ふたたび江西省に戻って吉南贛寧兵備道となり、最後は湖北省の按察使司按察使に任命された。清末の大官・曾國藩⁷⁰が、趙仁基のために書いた碑文のなかから、趙仁基が崇仁県知県になるまでのくぐり方を、以下に引用してみたい。

試験には続けて失敗し、長いこと合格しなかった。嘉慶丙子(21年、引用者)に北上して順天郷試を受けたが、帰郷しないうちに母の憚恭人⁷¹の喪にあった。5年後、ふたたび順天郷試を受けたが、帰郷しないうちにまた父の訓導君の喪⁷²にあった。君は孝に篤く、両親の逝去に自ら納棺できなかったことを、終生痛恨の極みとしていた。また壮年に最初の妻である高淑人を喪い、後添えの錢淑人を喪い、また長男の鑄を喪った。湖北を旅し、たった一人寄り辺なく孤独なさまは、枯れ枝に身を委せて湖水[大澤]を漂うようであった。興廢はもう気にかけなかった。道光5年に郷試で挙人となり、6年に

進士として知県となったが、君は齢も40近く、世の紛華の念はきれいに洗い流されていた。はじめに江西の宜春県、ついで崇仁県の知県となった。(道光戊戌進士武英殿大学士一等毅勇侯・曾國藩「皇任湖北提刑按察使司按察使趙君神道碑」卷十六、世編第六、17-18頁。)

先述の包世臣によると、趙仁基が崇仁県の知県だったとき、

県民のなかで隣の県で罪を犯して絞首刑になるはずの者がいたが、秋審〔秋讞〕のときに途中で逃亡した。公はそれを探り知り、密かに捕らえようとして、湖南省の湘潭県まで追って捕らえ、隣県に返した。隣県の知県は審議を免れた。なかなかできないことだと言われた。まもなく、部選の安徽省涇県知県が、巡撫を回避して⁷³、公と入れ替えになった〔対調〕。それ以前、涇県にはしばしば大事件が起きていたが、公の在任3年間には、大獄はなかった。上司〔上游〕は懷寧県に異動させることができると考えた。(卷十六、世編第六、15頁。下線、引用者)

趙仁基は犯人逮捕に才能があり、それによって評価された。いわば公安畑の能吏である。安徽省の巡撫は、道光6年から道光15年まで、ずっと鄧廷楨がつとめていた⁷⁴。「上司は懷寧県に異動させることができると考えた」というのは、趙仁基の懷寧県への異動が、主管上司の上奏により吏部銓選を経ずに補授される「請旨調補」⁷⁵であったことを推測させる。雍正9年に、同知・通判・知州・知県のなかで、「衝・繁・疲・難」⁷⁶のうち、総督・督撫によって四項ないし三項があてはまるとされたポストは最も緊要なので、総督・巡撫が現任の部下のなかから、吏治によく通じ、品級が相当する官員を選択して上奏して補充することになった⁷⁷。懷寧県は『清史稿』によれば「衝・繁・難」である⁷⁸。ただし、後述のように、趙仁基を「署安徽懷寧県知県」と記した資料もある。「署(代理)」の場合、任命の手続きは、先に記したように、さらに簡単なものであった。

「上司」とは、おそらく上述の安徽巡撫・鄧廷楨を指している。鄧廷楨は、江蘇省江寧県人であり、息子の一人に鄧爾恒⁷⁹がいる。趙仁基の息子・趙烈文の妻の父は、江寧県人の鄧爾頤という人物であった。どちらも江寧県人で「爾」の字を共有しているので、鄧爾頤というのは鄧爾恒の兄弟あるいは従兄弟ではないだろうか。さらに、趙烈文の娘の一人が江寧県の鄧邦述という人物と婚約しているが、これも親類の可能性がある。ただし、婚姻が先か、抜擢が先だったかは不明である。先述の包世臣によれば、

懷寧県は省城の附郭であり〔治附省郭〕、大江のほとりにあり、悪徒の出入りする場所であった。江蘇省桃源県の、黄河を決壊させた重要犯人である陳端が逃走中であった。長い時間がたってから公がこれを捕らえた。奉旨、賞戴花翎となり、直隸州知州に昇用

されることになり、滁州に抜擢された。北京に入り、召見され家柄をたずねられた。恭毅公（趙申喬のこと、引用者）の子孫だと知ると、あたたかい言葉をかけられた。特別の待遇〔異数〕とされた。六安州知州代理に異動となり、その後、山西省の平陽府知府に特簡で昇用された。着任後、一ヶ月にも満たないうちに⁸⁰また江西省の吉南贛寧兵備道兼理贛閩道に昇用された。ここは福建・広東の間にあり、民俗は荒々しく、たやすく法が犯された。しかし、公の任期およそ4年のあいだは、泰和県（江西省吉安府泰和県、吉南贛寧道に属した⁸¹、引用者）で塩の密売人が逮捕を拒み下級武官〔汎弁〕を殺害した事件が起きただけである。このとき公は駆けつけて逮捕を監督した。主犯・従犯ごとく捕まった。このほかには大きな事件は少なかった。それ以前とくらべて治安はよくなった。（巻十六、世編第六、15頁。下線、引用者）

上の文中に「附郭」という語がある。「城の外囲い〔郭〕」に「附属する〔附〕」という意味だが、いわゆる「首県」を指している。「首県」とは省城あるいは府城の所在県である。その他の県は首県を「首台」と尊称し、「首台大人」は、その府あるいは省のすべての州・県の領袖であったが、これは知県のなかでつとめるのが最も難しいポストであった⁸²。趙仁基が上司に見込まれて知県となった懷寧県は、安徽省の省城である安慶府の「首県」であった。

嘉慶7年の進士で、道光年間に按察使・布政使・巡撫などを歴任した梁章鉅は、西安知県の某が附郭の知県には決してなつてはならぬと言って、「前世が善くないと今生で知県となる。前世で悪事を働くと附郭の知県になる。悪の限りを尽くすと省城の附郭になる〔前生不善、今生知県。前生作悪、知県附郭。悪貫満盈、附郭省城〕」という諺を挙げたと記している⁸³。乾隆4年の進士で、有名な才人の袁枚⁸⁴は、両江総督のお膝元、江蘇省江寧府江寧県の知県となった⁸⁵が、「省城に来てからというもの、夜を昼となし、起床して鶏鳴を聞くことが出来れば大慶である。ひそかに思うに、民のために我が身を苦しめるなら甘んじようが、現在の夜昼もない苦勞は謁見や送迎のため、大官の奴になるためにすぎない」⁸⁶といて、辞職してしまった。

「首県」は自分の役所が省城や府城にあるために、つねに省や府の「大人」に呼び出されて奉仕することになる。総督・巡撫は信頼のおける部下を首府・首県にして、直系の「腹心団〔班底〕」をつくったという。緊要な公務の有無にかかわらず、総督・巡撫の役所に日参する。総督と巡撫が同城にいる場合など、巡撫に呼び出されて、まだ帰り着かないうちに、今度は総督に呼ばれたりして、毎日奔走に暇がない、という生活になった⁸⁷。

「首県」の趙仁基は、おそらく安徽巡撫・鄧廷楨の「班底」の一員となった。『清史稿』の鄧廷楨伝には「南河で堤を掘った主犯・陳端を捕らえたことにより、詔で称賛と奨励を受けた」⁸⁸と書かれているが、すぐ後に述べるように、これは直接的には趙仁基の功績であった。「掘河の奸民・陳端」は、道光年間の重大犯の一人であり、『清実録』に何度も登場する。桃

源県は江蘇省淮安府に属した⁸⁹。事件の様子を引用してみると、道光12年

8月21日、龍窩汎十三堡で、湖の奸民が船を操り銃や武器を持って、通行人を遮り、巡察兵を縛り上げ、大堤を掘った。現在、湖への注ぎ口はすでに90丈（丈は約3.3メートル、引用者）あまり、深さは3丈以上となっており、黄河の流れ〔大溜〕はすでに7割方が引き入れられ、黄河の全流が湖に流れ込む勢いである。まことに言語道断である。張井⁹⁰によれば、現在、従犯の孫在山を捕らえて尋問した結果、民人の趙步堂が人を雇って堤を掘らせたことがわかった。このほか知っている者として、本県生員の陳堂、監生の陳端・陳光南・劉開成、海金周の子があがった。陳端らはいずれも多くの土地を所有しているが、湖のそばで毎年冠水している。掘ることによって黄河の水を放出して、土地に泥がほしいのだと言うことであった⁹¹。（下線、引用者）

主犯が捕まらず、泥肥が欲しかったという理由も怪しいものだとされ、当時の両江総督・陶澍⁹²に調査するよう厳命が下された。その後、陳端は直隸省の保定城外に逃げたという消息もあった⁹³が、安徽省池州府の貴池県・銅陵県一帯の、塩の密売人の出沒地帯に潜伏している、あるいは江西省の糧船⁹⁴の水夫のあいだに身を潜めているという情報が鄧廷楨によって上奏され、直隸・両江・江蘇・安徽・山東・江西各省の総督・巡撫および漕運総督⁹⁵に逮捕命令が出された⁹⁶。広域の指名手配であった。塩の密売人といい、糧船の水夫といい、いかにも手強そうな相手であるが、道光13年10月の論に、

安徽懷寧県知県代理・趙仁基が重要犯人の全国指名手配の詔を受けて、注意して調査して逮捕したのは、まことに勤勉有能である。趙仁基は、加恩賞戴花翎、直隸州知州として即行昇用とせよ。まず頂帯を換えて奨励を示すように⁹⁷。

と、趙仁基が逮捕に成功したことが記されている。「花翎」は通常「花翎」と「頂子」をいっしょにして「頂戴花翎」（略称「翎頂」）と呼ばれた。「頂子」は「頂戴」「頂珠」ともいい、官帽につけられた、品級を表す宝石（乾隆以後は次第にガラスに変わった）である。「頂帯」の「帯」は「朝帯」を指す。官員の「頂子」や「朝帯」については、『清会典図』に詳しい記載がある⁹⁸。なお、ここでは、「署安徽懷寧県知県」、すなわち「署（代理）」と書かれている。

包世臣作の「伝」にもどると、趙仁基を召見したのは、太祖ヌルハチから数えて清朝第8代の道光帝である。「特簡」とは、吏部銓選によらず、特旨によって任命される〔特旨簡放〕ことである⁹⁹。趙仁基は江西省の道員になったが、先述の張集馨は『道咸宦海見聞録』道光20年の項で、「道は金にならない苦しいポスト〔苦缺〕であり、人の羨むところではない」¹⁰⁰と述べている。

曾国藩の著した碑文によると、

アヘンの禁止は協定に固く明示されていた。このとき天子（道光帝のこと、引用者）は厳しい詔で西洋を拒絶したが、イギリスは天津を窺い、定海を陥れ、香港を奪い、広東省城を侵した。君は南安（江西省南安府、吉南贛寧道に属した¹⁰¹、引用者）の糧台を総理した。朝に夜に憂い、働き、体をこわしたが、時勢の役には立たず、海の状況は日に日に悪化した。しばしば酒に酔って、しのび泣いた。あるいは病をおして部屋のなかを彷徨した。湖北按察使に昇進する命令を受けたが、18日後に亡くなった。道光21年6月19日、53歳であった。（巻十六、世編第六、18-19頁。下線、引用者）

文中の「糧台」は、重大な軍事行動のさいに臨時に設置され、軍隊の兵糧・給与など後方支援を受け持った機構であり、一般に巡撫や布政使などの高級官員が担当した¹⁰²。張集馨は『道咸宦海見聞録』咸豊元年の項で、「糧台」について、次のように述べている。乾隆・嘉慶年間には十数万両、数十万両を稼ぎ出す者もいたが、瞬く間にすっからかんになり、子孫が絶滅した。当時は兵糧・給与は充足していたが、それでも天理の容れるところではなかったのだ。今日では兵糧・給与はあらゆる方法を尽くして手配することになる。民間から寄付させるのは、骨の髄まで搾り取ることに他ならない。もしそこからまた搾取すれば、必ず報いがある。正を持して人に阿らないと、必ず兵營で怨みを買う。人の意に逆らいたくなければ、実際の金額より多く書かなければ、決算報告ができない。ひとたび失敗すれば、命に関わる。「愚者は稼ぎ放題 [利藪] とみるが、智者は火の穴 [火坑] とみる」¹⁰³。あまり阿漕なことをすると罰があたりという当時の役人の心情が読み取れるが、趙仁基が糧台を担った道光年間には、食糧・給与の調達には相当な辣腕が必要とされたであろう。

先述の安徽巡撫・鄧廷楨は道光15年に両広総督に転出しており、道光19年に広東に派遣された林則徐¹⁰⁴と協力して、アヘンの取り締まりにあたった。だが道光20年9月に林則徐とともに奪職処分となり、翌21年、二人はともにイリの守備につかされた¹⁰⁵。曾国藩作の碑文に描かれたように、アヘン戦争当時、趙仁基が悶絶せんばかりの焦燥ぶりを見せて命を縮めたのは、憂国の情もさることながら、鄧廷楨の置かれた苦境によるところもあったのではなかろうか。『清代職官年表』によると、趙仁基は道光21年5月10日に湖北省の按察使に任命されたが、同年7月10日には新たな湖北按察使が任命されている¹⁰⁶ので、趙仁基はその間に亡くなったことになる。後日談になるが、鄧廷楨は晩年、陝西巡撫兼陝甘総督代理に起用された。当時の鄧廷楨に接した張集馨によれば、「辛酸のあと生気はすでに尽きており、老い先短い身で歓楽に耽っていた」という¹⁰⁷。

ところで、なぜ曾国藩が趙仁基の碑文を書くことになったのだろうか。これには趙仁基の息子・趙烈文が関係している。第10代・同治帝の即位後、すぐれた人材を奏聞せよとの命を受けた曾国藩は、咸豊11年11月に、

昨年常州が陥落したとき、防衛すべき官吏はみな逃げてしまったが、常州府の士民はそれでもなお堅く守ろうとし、何日も賊と力の限り戦った。城が敗れたあとは、村や町〔村鎮〕の団練が賊に抵抗した。…臣の聞くところでは、常州府は平素より節義を尚び、士子の多くは学問を好み、事の道理を研究しているという。

と述べ、「軍事〔戎行〕を経験させ、その見聞を広げてやれば、必ずや軍謀に益し、人望を集めるであろう」と数人の名を挙げたが、そのなかに監生・趙烈文が含まれている。趙烈文は「広く読書をし、時事に注意している」と評されている¹⁰⁸。その後、「譚廷襄、嚴樹森、左宗棠、薛煥に詔して訪ねさせ、曾国藩の軍営に送って採用〔録用〕させた」¹⁰⁹というから、咸豊10年から同治元年3月にかけて江蘇巡撫だった薛煥、あるいはその後を襲った李鴻章¹¹⁰が、曾国藩のもとに趙烈文を送ったのであろう。

張集馨は『道咸宦海見聞録』咸豊10年の項に、「常州の人民は軟弱で、兵士はいずれも文弱で、軍備は不得手である」¹¹¹と記している。第2節で述べたように、その常州が太平天国に頑強に抵抗したこと、觀莊趙氏に多数の犠牲が出たこと、趙振祚が戦死したことなどが、趙烈文の取り立てにつながったと考えられる。このような縁で、曾国藩は趙烈文の父である趙仁基のために文章を書いてやったのであろう。趙烈文は、安徽大營に採用されたあと、「官位保有者（77名）一覧表」（19）のような遍歴ののち、ついに易州直隸州知州という実缺を手に入れた。

官位保有者（77名）一覧表

- ① 表には最終的な学位と最高官位のみ記し、表下に詳しい履歴を記した。
- ② □は原資料で欠落している部分。□のなかの数字は、江慶柏編著『清朝進士題名録』（中華書局、2007年）から補った部分であり、（ ）はその頁数。
- ③ 支譜の頁数は、ここに記載した情報のある頁を記した。
- ④ 【】内は生前に与えられた「封」である。死後に与えられる「贈」は記さない。五品以上の官には「誥命」が、六品以下の官には「勅命」が授けられた。「覃恩」とは、「恩賞をあまねく行うこと（普行恩賞）」である（朱金甫・張書才主編、李国栄副主編『清代典章制度辞典』中国人民大学出版社、2011年、464頁）。「封」の品は、趙爾巽等撰『清史稿』（中華書局、2003年、卷一百十、志八十五、選舉五、3193-3194頁）による。

【一品】（1名）

番号	家系	世	生年	西暦	名	学位	最高官位
1)	入城六房	25	順治1	1644	趙申喬	康熙庚戌科進士	戸部尚書兼管錢法事務（従1）

- (1) 趙申喬：康熙己酉科第16名挙人，庚戌科第38名進士，殿試二甲第6名，授河南商邱縣知縣，行取刑部広東司主事擢本部山東司員外郎，假歸，特旨召対授浙江布政司使，擢本省巡撫，調偏沅巡撫，内擢都察院左都御史，遷戸部尚書兼管錢法堂事務，充壬辰戊戌科会試

總裁，辛卯科順天□□正考官，壬辰乙未科殿試讀卷大臣，壬午科浙江鄉試監臨本科武鄉試主考官。【(康熙) 52 年，覃恩誥授資政大夫 (正二品)】(卷四，入城六房世表第六，2-3 頁)

【三品】(2 名)

2)	殿撰公	27	康熙22	1683	趙侗敦	邑庠生・入監	兩浙江南都轉運塩使司兼管浙江清軍 馱伝水利副使道加三級 (從 3)
3)	太原公	30	乾隆54	1789	趙仁基	道光丙戌科進士	湖北按察使司按察使特旨賞戴花翎 (正 3)

(2) 趙侗敦：邑庠生，44 年聖駕南巡，召試第 3 名，內廷供奉，恩賜入監，充欽定子史精華
廣羣芳譜纂修官，議叙以知縣即用，授湖廣臨武縣知縣署道州知州，擢永順府同知，特授湖
北襄陽府知府，擢浙江按察使司副使分巡寧紹台道，調兩浙江南都轉運塩使司兼管浙江清軍
馱伝水利副使道加三級。【雍正 13 年，覃恩誥授中憲大夫 (正四品)】(卷四，殿撰公分世表
第七上，7-8 頁)

(3) 趙仁基：道光乙酉科第 9 名舉人，丙戌科第 209 名進士，殿試二甲第 12 名，奉旨以知縣
即用，分發江西，署宜春萬載縣知縣，補授崇仁縣知縣，調安徽涇陽懷寧縣知縣，擢滁州直
隸州知州，署六安直隸州知州，歷擢山西平陽府知府，江西吉南贛寧兵備道，湖北按察使司
按察使，特旨賞戴花翎。(卷七，太原公分世表第八，16-17 頁)

【四品】(7 名)

4)	太原公	26	康熙 3	1664	趙鳳詔	康熙戊辰科進士	太原府知府 (從 4)
5)	殿撰公	28	雍正 1	1723	趙繩男	貢生	刑部福建司郎中截取知府 (從 4)
6)	殿撰公	30	乾隆33	1768	趙學轍	嘉慶己未科進士	浙江湖州府知府歷署温州台州府知府 杭嘉湖兵備道溫處兵備道 (從 4)
7)	殿撰公	31	嘉慶 9	1804	趙京錫	附監生	候昇同知直隸州知州賞加運同銜 (從 4)
8)	殿撰公	31	道光 1	1821	趙廷彩	国学生	議叙国子監典籍加捐知縣分發浙江補 孝豐縣知縣保舉以同知擢用賞加運同 銜賞戴花翎 (從 4)
9)	太原公	31	道光10	1830	趙熙文	国学生	軍功歷保同知直隸州知州補缺後以知 府用分發安徽賞戴花翎 (從 4)
10)	殿撰公	32	道光25	1845	趙忱		難蔭騎都尉 (從 4)

(4) 趙鳳詔：康熙丁卯科第 10 名舉人，戊辰科第 86 名進士，殿試二甲第 23 (226 頁) 名，授
山西沁水縣知縣，調臨汾縣知縣，擢太原府知府，充丙子科山西鄉試同考官。(卷七，太原
公分世表第八，1 頁)

(5) 趙繩男：貢生，授戶部雲南司員外郎，擢刑部福建司郎中，截取知府。【嘉慶 4 年，覃恩
以子懷玉仕誥封奉政大夫 (正五品)】(卷四，殿撰公分世表第七上，13-14 頁)

- (6) 趙學轍：乾隆甲寅恩科第□名舉人，嘉慶己未科第□名進士，殿試二甲第27(679頁)名，授戶部山東司主事，歷擢廣西司員外郎，福建司郎中，浙江道監察御史，簡放浙江湖州府知府，歷署溫州台州府知府，杭嘉湖兵備道溫處兵備道。(卷五，殿撰公分世表第七中，5-6頁)
- (7) 趙京錫：附監生，候選從九品，分發直隸，軍功保昇知縣，歷署按察司經歷，唐縣知縣，補靈壽縣知縣，候昇同知直隸州知州，賞加運同銜。(卷五，殿撰公分世表第七中，5頁)
- (8) 趙廷彩：國學生，議敘國子監典籍加捐知縣，分發浙江補孝豐縣知縣，保舉以同知擢用，賞加運同銜，賞戴花翎。(卷五，殿撰公分世表第七中，27頁)
- (9) 趙熙文：國學生，軍功歷保同知直隸州知州補缺後，以知府用，分發安徽，賞戴花翎。(卷七，太原公分世表第八，16-17頁)
- (10) 趙忱：難蔭騎都尉。(卷六，殿撰公分世表第七下，2頁)

【五品】(14名)

11)	殿撰公	26	康熙2	1663	趙熊詔	康熙己丑科進士・ 狀元	翰林院侍讀 (從5)
12)	殿撰公	29	乾隆12	1747	趙懷玉	南巡召試欽賜舉人	山東青州府同知歷署登州兗州府知府 (正5)
13)	太原公	29	乾隆42	1777	趙鍾彥	嘉慶戊辰科進士	湖北蘄水縣知縣署均州知州 (正7)， 奉直大夫 (從5)
14)	太原公	30	嘉慶3	1798	趙猷卿	國學生	議敘授河南商丘縣丞擢署永城陳留 汲縣湯陰等縣知縣奉旨以知州用 (從5)
15)	念普公	30	道光9	1829	趙祖賢		議敘授浙江台州府經歷候補通判加鹽 提舉銜 (從5)
16)	殿撰公	31	嘉慶20	1815	趙弁英	國學生	軍功保舉欽賜五品頂帶並賞戴藍翎 (5)
17)	殿撰公	31	嘉慶10	1805	趙振祚	道光乙未進士	詹事府左春坊左贊善欽加翰林院侍讀 銜充本衙門撰文國史館纂修 (從5)
18)	殿撰公	31	道光9	1829	趙振紀	國學生	軍功保舉候補通判昇用同知分發直隸 (正5)
19)	太原公	31	道光12	1832	趙烈文	國學生	保舉人材…易州直隸州知州賞戴花翎 (正5)
20)	太原公	31	道光6	1826	趙國培		河南候補知縣補缺後以直隸州知州補 用賞加同知銜，賞戴花翎 (正5)
21)	太原公	31	道光17	1837	趙豫培		河南候補知縣欽加同知銜 (正5)
22)	殿撰公	32	道光23	1843	趙文炳	國學生	議敘五品銜布政使司理問 (5)
23)	殿撰公	32	道光23	1843	趙國祥	國學生	議敘五品銜候選縣丞 (5)
24)	殿撰公	32	咸豐3	1853	趙國雍		難蔭雲騎尉 (5)

- (11) 趙熊詔：康熙丁丑科拔貢生，己卯科順天鄉試第 57 名舉人，召入內廷供奉，己丑科第 27 名進士，殿試一甲第 1 名，授翰林院修撰，擢侍讀，充日講官起居注，乙未科會試同考官，欽定春秋傳說彙纂核對官，欽定康熙字典分纂官。【(康熙) 52 年，覃恩勅授承德郎 (正六品)】(卷四，殿撰公分世表第七上，7-8 頁)
- (12) 趙懷玉：國學生，乾隆 45 年，聖駕南巡，召試一等第 3 名，欽賜舉人，授內閣中書，協辦侍讀，侍值經筵，充武英殿分校，玉牒館纂修，文淵閣檢閱，軍機處行走，欽定四庫全書繕書處分校官，選授山東青州府同知，歷署登州兗州府知府。【嘉慶元年，覃恩勅授文林郎 (正七品)，4 年，覃恩誥授奉直大夫 (從五品)】(卷四，殿撰公分世表第七上，13-14 頁)
- (13) 趙鍾彥：嘉慶庚申恩科第 33 名舉人，戊辰科第 116 名進士，殿試二甲第 81 名，欽點翰林院庶吉士，散館授河南新野縣知縣，調湖北靳水縣知縣，署均州知州。【嘉慶 24 年，覃恩勅授文林郎 (正七品)，再誥授奉直大夫 (從五品)】(卷七，太原公分世表第八，7-8 頁)
- (14) 趙獻卿：國學生，議叙授河南商邱縣丞，擢署永城，陳留，汲縣，湯陰等縣知縣，奉旨以知州用。【誥授奉直大夫 (從五品)】(卷七，太原公分世表第八，22 頁)
- (15) 趙祖賢：議叙授浙江台州府經歷，候補通判，加塩提學銜。【同治 13 年，覃恩誥授奉直大夫 (從五品)】(卷九，念普公分世表第十三，22-23 頁)
- (16) 趙弁英：國學生，軍功保舉，欽賜五品頂帶並賞戴藍翎。(卷五，殿撰公分世表第七中，7 頁)
- (17) 趙振祚：直隸順天府宛平縣增生，道光辛卯恩科第□名舉人，乙未科第□名進士，殿試二甲第 25 (888 頁) 名，欽點翰林院庶吉士，散官，授編修，擢詹事府左春坊左贊善，欽加翰林院侍讀銜，充本衙門撰文國史館纂修，丙午科順天鄉試同考官，奉旨辦理本郡團練事務，賞戴花翎。(卷六，殿撰公分世表第七下，2-3 頁)
- (18) 趙振紀：國學生，軍功保舉，候補通判，昇用同知分發直隸。(卷六，殿撰公分世表第七下，17-18 頁)
- (19) 趙烈文：國學生，保舉人材，奉廷寄，本省督撫訪求，咨送安徽大營錄用，旋又奏保奉旨交軍機處記名，同治 2 年奉特旨，發往江蘇以知縣用，歷保同知直隸州知州，奏改分發浙江，復經奏調，同治 8 年奉特旨，發往直隸以同知直隸州補用，署磁州知州，補授易州直隸州知州，賞戴花翎。(卷七，太原公分世表第八，19-20 頁)
- (20) 趙國培：河南候補知縣補缺後，以直隸州知州補用，賞加同知銜，賞戴花翎。(卷七，太原公分世表第八，23-24 頁)
- (21) 趙豫培：河南候補知縣，欽加同知銜。(卷七，太原公分世表第八，27 頁)
- (22) 趙文炳：國學生，議叙五品銜布政使司理問。(卷五，殿撰公分世表第七中，17 頁)
- (23) 趙國祥：國學生，議叙五品銜候選縣丞。(卷五，殿撰公分世表第七中，27 頁)
- (24) 趙國雍：難蔭雲騎尉。(卷五，殿撰公分世表第七中，30 頁)

【六品】(13名)

25)	入城六房	24	明万曆24	1596	趙繼鼎	崇禎庚辰科進士	兵部車駕司主事 (正 6)
26)	念普公	26	康熙41	1702	趙彭詔	国学生	候選直隸州州同 (從 6)
27)	太原公	27	康熙45	1706	趙偉枚	廩膳生・乾隆元年保举孝廉方正	欽賜六品頂戴 (6)
28)	太原公	28	乾隆 3	1738	趙澧	歲貢生	候選訓導 (從 8), 儒林郎 (從 6)
29)	殿撰公	29	乾隆25	1760	趙桓玉	国適生	候選州同 (從 6)
30)	殿撰公	30	乾隆30	1765	趙学濂		八達州同知 (從 6)
31)	太原公	30	嘉慶10	1805	趙猷誠		雲南布政司經歷 (從 6)
32)	殿撰公	31	嘉慶16	1811	趙世榮	蘇州府元和県庠生	軍功議叙六品銜 (6)
33)	殿撰公	31	嘉慶13	1808	趙廷奎	蘇州府元和県庠生	議叙布政司經歷 (從 6)
34)	殿撰公	31	道光 3	1823	趙恩夔	蘇州府元和県庠生	議叙光祿寺署正銜 (從 6)
35)	殿撰公	31	嘉慶18	1813	趙振禔	国学生	議叙浙江候補府經歷布政司理問銜 (從 6)
36)	殿撰公	31	道光 1	1821	趙振綱		議叙候選主簿・軍功保举六品頂戴 (6)
37)	殿撰公	32	道光15	1835	趙光祖		議叙光祿寺署正 (從 6)

- 25) 趙繼鼎：明崇禎丙子科第 79 名举人，庚辰科第 220 名進士，殿試三甲第 50 名，授湖公安県知県，卓異，擢兵部車駕司主事。(卷四，入城六房世表第六，1 頁)
- 26) 趙彭詔：国学生，候選直隸州州同。(卷九，念普公分世表第十三，10-11 頁)
- 27) 趙偉枚：廩膳生，乾隆元年保举孝廉方正，欽賜六品頂戴。(卷七，太原公分世表第八，2-3 頁)
- 28) 趙澧：歲貢生，候選訓導。【嘉慶 14 年，覃恩以子鍾彦仕勅封儒林郎 (從六品) 翰林院庶吉士加一級】(卷七，太原公分世表第八，7 頁)
- 29) 趙桓玉：国適生，候選州同。(卷四，殿撰公分世表第七上，11-12 頁)
- 30) 趙学濂：特恩考職取列二等，授河南光州吏目，歷任広西永康信倫鎮遠兩土州吏目，鎮安府知事西隆州旧州州判，擢八達州同知。【道光 9 年，覃恩勅授儒林郎 (從六品)】(卷五，殿撰公分世表第七中，8-9 頁)
- 31) 趙猷誠：雲南布政司經歷。(卷七，太原公分世表第八，29 頁)
- 32) 趙世榮：蘇州府元和県庠生，軍功議叙六品銜。(卷五，殿撰公分世表第七中，11 頁)
- 33) 趙廷奎：蘇州府元和県庠生，議叙布政司經歷。(卷五，殿撰公分世表第七中，23-24 頁)
- 34) 趙恩夔：蘇州府元和県庠生，議叙光祿寺署正銜。(卷五，殿撰公分世表第七中，30 頁)
- 35) 趙振禔：国学生，議叙浙江候補府經歷，布政司理問銜。(卷六，殿撰公分世表第七下，9 頁)。

- 36) 趙振綱：議叙候選主簿，軍功保舉六品頂戴。(卷六，殿撰公分世表第七下，16 頁)
 37) 趙光祖：議叙光祿寺署正。(卷五，殿撰公分世表第七中，24 頁)

【七品】(8 名)

38)	入城六房	25	康熙 2	1663	趙申季	康熙丁丑科進士	翰林院編修 (正 7)
39)	中書公	26	康熙10	1671	趙鯉詔	康熙戊子科舉人	候補內閣中書 (從 7)
40)	殿撰公	27	康熙37	1698	趙仔敦	国学生	保舉引見發往河南以知縣用歷任嵩縣輝縣洧川縣知縣署信陽州知州 (正 7)
41)	殿撰公	29	乾隆14	1749	趙汝玉	乾隆甲午科順天鄉試舉人	截取知縣 (正 7)
42)	太原公	29	乾隆26	1761	趙鍾書	乾隆甲寅恩科順天鄉試舉人	保舉知縣 (正 7)
43)	殿撰公	30	乾隆60	1795	趙夢祥	道光庚子恩科第九十二名舉人	揀選知縣 (正 7)
44)	殿撰公	31	嘉慶15	1810	趙振祁	道光丁酉科拔貢生	候選直隸州州判 (從 7)
45)	殿撰公	32	道光24	1844	趙国英		議敘縣丞分發直隸署涑水縣典史保舉知縣 (正 7)

- 38) 趙申季：康熙丁卯科第 17 名舉人，授內閣中書，丁丑科第 9 名進士，殿試二甲第 29 名，授廣西遷江縣知縣，署賓州知州，特旨內授翰林院編修充武英殿校書，日講官起居注，乙酉科順天武鄉試主考官，丙戌科會試同考官，提督山東全省學政。(卷四，入城六房世表第六，5-6 頁)
 39) 趙鯉詔：康熙戊子科第 18 名舉人，候補內閣中書。(卷八，中書公分世表第十，2 頁)
 40) 趙仔敦：国学生，考授州同知，充欽定子史精華纂修官，議敘授直隸元城縣丞，雍正 7 年保舉引見，發往河南以知縣用，歷任嵩縣輝縣洧川縣知縣，署信陽州知州。【乾隆 2 年，覃恩勅授文林郎 (正七品)】(卷四，殿撰公分世表第七上，22-23 頁)
 41) 趙汝玉：乾隆甲午科順天鄉試第 57 名舉人，截取知縣。(卷四，殿撰公分世表第七上，25 頁)
 42) 趙鍾書：乾隆甲寅恩科順天鄉試第 61 名舉人，授徐州府豐縣訓導，保舉知縣。(卷七，太原公分世表第八，5 頁)
 43) 趙夢祥：道光庚子恩科第 92 名舉人，揀選知縣。(卷六，殿撰公分世表第七下，16 頁)
 44) 趙振祁：道光丁酉科拔貢生，候選直隸州州判。(卷六，殿撰公分世表第七下，4-5 頁)
 45) 趙国英：議敘縣丞分發直隸，署涑水縣典史，保舉知縣。(卷五，殿撰公分世表第七中，25 頁)

【八品】(11名)

46)	会理公	26	康熙26	1687	趙彪詔	增生	本省提学鄧鍾岳保举引見奉旨以県丞分發四川試用授遂寧県丞代理会理州知州丁憂起服改掣山西授臨汾県丞歷署…知県 (正8)
47)	企清公	29	?	?	趙溶先		候選県丞 (正8)
48)	殿撰公	30	乾隆44	1779	趙学彭	庠生	河南候補県丞 (正8)
49)	太原公	30	道光10	1830	趙廷堯	国学生	軍功保举候選県丞 (正8)
50)	太原公	31	嘉慶24	1819	趙德培		候選県丞 (正8)
51)	太原公	31	道光13	1833	趙蔭培		安徽試用県丞 (正8)
52)	太原公	31	道光20	1840	趙宋培		山東試用府経歴 (正8)
53)	念普公	31	咸豊3	1853	趙宗俊	国学生	議叙浙江候補府経歴 (正8)
54)	殿撰公	32	道光14	1834	趙興藻		議叙県丞分發直隸補保定府清苑県管河県丞 (正8)
55)	殿撰公	32	咸豊1	1851	趙国藩	国学生	議叙府経歴分發浙江 (正8)
56)	殿撰公	32	道光13	1833	趙企翔	廩貢生	分發試用訓導 (従8)

- 46) 趙彪詔：增生，本省提学鄧鍾岳保举，引見奉旨，以県丞分發四川，試用授遂寧県県丞，代理会理州知州，丁憂，起復，改掣山西，授臨汾県県丞，歷署聞喜，崞県，絳県，稷山，平遙，芮城等県知県。(卷九，会理公分世表第十二，5-6頁)
- 47) 趙溶先：候選県丞。(卷九，企清公分世表第十一，2頁)
- 48) 趙学彭：庠生，河南候補県丞。(卷六，殿撰公分世表第七下，2頁)
- 49) 趙廷堯：国学生，軍功保举，候選県丞。(卷七，太原公分世表第八，31頁)
- 50) 趙德培：候選県丞。(卷七，太原公分世表第八，22頁)
- 51) 趙蔭培：安徽試用県丞。(卷七，太原公分世表第八，26頁)
- 52) 趙宋培：山東試用府経歴。(卷七，太原公分世表第八，28-29頁)
- 53) 趙宗俊：国学生，議叙浙江候補府経歴。(卷九，念普公分世表第十三，22-23頁)
- 54) 趙興藻：議叙県丞，分發直隸，補保定府清苑県管河県丞。(卷五，殿撰公分世表第七中，5頁)
- 55) 趙国藩：国学生，議叙府経歴，分發浙江。(卷五，殿撰公分世表第七中，26頁)
- 56) 趙企翔：廩貢生，分發試用訓導。(卷六，殿撰公分世表第七下，5頁)

【九品】(17 名)

57)	殿撰公	28	康熙59	1720	趙觀男	国学生	候選翰林院待詔 (從 9)
58)	中書公	28	乾隆 3	1738	趙裕男		恩錫從九品銜 (從 9)
59)	念普公	28	乾隆27	1762	趙耀春		国史監供事議叙選授山西潞安府潞城 県石城里巡檢 (從 9)
60)	念普公	28	乾隆38	1773	趙集巧		供事議叙選授安徽無為州泥汊司巡檢 丁憂起復赴闕上書事宜十四條奉旨留 覽復選補廣東平遠県壩頭司巡檢 (從 9)
61)	殿撰公	29	乾隆 6	1741	趙韋玉		廣東三水司巡檢 (從 9)
62)	殿撰公	29	乾隆12	1747	趙汝梅	国学生	考授主簿 (正 9)
63)	太原公	29	乾隆14	1749	趙穎發		議叙候選從九品 (從 9)
64)	殿撰公	30	乾隆28	1763	趙学琦		候選從九品 (從 9)
65)	殿撰公	30	乾隆57	1792	趙熨	国学生	候選州吏目 (從 9)
66)	中書公	30	乾隆50	1785	趙学海		議叙候補從九品 (從 9)
67)	殿撰公	31	嘉慶18	1813	趙嘉達		候選從九品 (從 9)
68)	殿撰公	31	嘉慶17	1812	趙廷緯		議叙国子監典籍 (從 9)
69)	殿撰公	31	道光 8	1828	趙振祺	国学生	議叙從九品 (從 9)
70)	太原公	31	嘉慶19	1814	趙夢麟		山西絳州直隸州吏目 (從 9)
71)	太原公	31	道光15	1835	趙謙益		議叙山西候補從九 (從 9)
72)	太原公	31	道光16	1836	趙植培		候選從九品 (從 9)
73)	殿撰公	32	道光16	1836	趙森保		候選從九品 (從 9)

- (57) 趙觀男：国学生，候選翰林院待詔。(卷四，殿撰公分世表第七上，9 頁)
- (58) 趙裕男：恩錫從九品銜。(卷八，中書公分世表第十，7 頁)
- (59) 趙耀春：国史館供事，議叙選授山西潞安府潞城県石城里巡檢。【勅授登仕佐郎 (從九品)】
(卷九，念普公分世表第十三，12 頁)
- (60) 趙集巧：供事議叙選授安徽無為州泥汊司巡檢，丁憂，起復，赴闕上書事宜十四條，奉旨
留覽，復選補廣東平遠県壩頭司巡檢。(卷九，念普公分世表第十三，13-14 頁)
- (61) 趙韋玉：議叙授廣東三水司巡檢。(卷四，殿撰公分世表第七上，9 頁)
- (62) 趙汝梅：国学生，考授主簿。(卷四，殿撰公分世表第七上，22-23 頁)
- (63) 趙穎發：議叙候選從九品。(卷七，太原公分世表第八，3-4 頁)
- (64) 趙学琦：候選從九品。(卷五，殿撰公分世表第七中，4 頁)
- (65) 趙熨：国学生，候選州吏目。(卷六，殿撰公分世表第七下，1 頁)
- (66) 趙学海：議叙候補從九品。(卷八，中書公分世表第十，11 頁)
- (67) 趙嘉達：候選從九品。(卷五，殿撰公分世表第七中，1 頁)

- (68) 趙廷緯：議叙国子監典籍。(卷五，殿撰公分世表第七中，25頁)
 (69) 趙振祺：国学生，議叙従九品。(卷六，殿撰公分世表第七下，10頁)
 (70) 趙夢麟：山西絳州直隸州吏目。(卷七，太原公分世表第八，14頁)
 (71) 趙謙益：議叙山西候補従九。(卷七，太原公分世表第八，15頁)
 (72) 趙植培：候選従九品。(卷七，太原公分世表第八，27頁)
 (73) 趙森保：候選従九品。(卷五，殿撰公分世表第七中，1頁)

【未入流・書吏】(4名)

74)	企清公	28	雍正11	1733	趙紹曾		議叙選授浙江義烏縣典史(未入流)
75)	中書公	29	乾隆40	1775	趙鳴玉		吏員考取供事(書吏)
76)	殿撰公	30	乾隆46	1781	趙銳	国学生	候選典史(未入流)
77)	念普公	31	咸豐1	1851	趙宗仁	国学生	議叙浙江候補典史(未入流)

- (74) 趙紹曾：議叙選授浙江義烏縣典史。(卷九，企清公分世表第十一，1頁)
 (75) 趙鳴玉：吏員考取供事。(卷八，中書公分世表第十，6頁)
 (76) 趙銳：国学生，候選典史。(卷六，殿撰公分世表第七下，4頁)
 (77) 趙宗仁：国学生，議叙浙江候補典史。(卷九，念普公分世表第十三，21頁)

(1)～(7)についての説明。

- ① 各官職については、初出の部分で説明する。
 ② ()内の頁数は、朱金甫・張書才主編、李国栄副主編『清代典章制度辞典』(中国人民大学出版社，2011年)のものである。
 ③ 事項によって説明の詳細度は不均等だが、実態を理解するのに役立つ情報がある場合は、なるべく記入するようにした。

- (1) 「知県」(正七品)¹¹²は県の長官であり、田糧・税課の徴収，裁判[決訟断辟]，勸農賑貧，討猾除奸，興養立教などが仕事であった。光緒中葉で全国に1303ポストあった(390-391頁)。「主事」(正六品)は中央の部院などの属員で，上奏文・公文書および浄書などを掌った。新科の進士にとって，庶吉士に選ばれて翰林院に入って奥義を極める[深造]以外では，部で候補主事になるのも比較的良い進路であり，一般に3年後には主事を実授された。後日の昇転の仕途も比較的広く，内昇では各部の堂官により保奏補用され，外転では直隸州知州などの官に昇補されることができた(187頁)。「員外郎」(従五品)は中央の部院などで郎中に次ぐ地位にあり，主事より地位が高く，郎中を輔佐して司の仕事処理した(311頁)。「布政使」(従二品)は，正式には「承宣布政使司布政使」，省レベルの民政長官である。光緒初年まで全国で20人置かれていた(146頁)。「巡撫」(従二品)は一省の最高行政長官である(281頁)。「偏沅巡撫」(偏橋鎮に駐在)は順治元年に置かれたが，

康熙3年に湖広省が湖北・湖南両省に分かれたとき、長沙に移駐した。雍正2年に湖南巡撫と改名された¹¹³。「都察院左都御史（従一品）」は都察院の主官であり、官吏の職責を調査〔察核〕し、綱紀をいましめる〔振飭〕ことを職掌としていた（154頁）。「尚書」（従一品）は中央部院の長官である（378頁）。「錢法堂」は貨幣鑄造政令を掌管する機構で、戸部・工部それぞれに設けられ、滿・漢右侍郎各1人がこれを率いた（578頁）が、趙申喬の場合は尚書であった。「総裁」は会試の主考官、「主考」は郷試を主宰するもので、正と副があった（521, 186-187頁）。「読卷」とは殿試の答案を読んで評定することであり、勅命で指名された大臣がこれにあたった（603頁）。

- (2) 皇帝の身边に派遣されて〔差使〕仕事をする〔供奔走〕ことを「供奉」といい、たとえば康熙帝にときに設けられた「南書房」で当直勤務〔入値〕する者は「内廷供奉」と呼ばれた（387頁）。「知州」は直隸州あるいは散州¹¹⁴の長官である。「直隸州」は府に相当し、その知州は正五品、「散州」は県に相当するが県よりやや地位が高く、その知州は従五品であった（390頁）。「同知」（正五品）は知府の補佐官で、定員はなかった。府属の糧塩・督捕・江海防務・河工水利・清軍理事・各族民人の撫綏などの職を、通判と分担した。光緒12年まで、全国に110人の府同知がいた（236頁）。「浙江按察使司副使分巡寧紹台道」は少し複雑である。清初には、布政使司と按察使司には正・副官が置かれていた。まもなく布政使左・右参議が置かれ、これは「守道」、按察使副使・僉事は「巡道」とされた。順治16年に各道は布・按二司の銜（「相当官」を意味する）を兼帯することになった。康熙6年に、昇補される前職によって、それぞれ呼び名を異にするようになった。すなわち、京堂などの官から補授されたものは「参政道」、掌印給事中・知府から補授されたものは「副使道」（趙侗敦はこれに該当する）、科道から補授されたものは「参議道」、郎中・員外郎・主事・同知から補授されたものは「僉事道」であり、守道も巡道も共通であった。乾隆18年に、参政・参議・副使・僉事などの銜は廃され、初制では「参政道」は従三品、「副使道」は正四品、「参議道」は従四品、「僉事道」は正五品であったものを、すべて正四品とした¹¹⁵。「寧紹台道」とは、分巡道の一つである¹¹⁶。「分守道」は各省の布政使によって一定の府州地区に配備〔派駐〕されるもので、一般には3~4の府州を担当した。「分巡道」は各省の按察使によって派遣され、一定の府州地区を巡回する〔分巡〕もので、一般に3~4の府州を担当した。いずれも実際には督撫以下、府以上の地方行政長官となった（106頁）。

「兩浙江南都轉運塩使司」については、『清史稿』では、「都轉運使司塩運使、従三品。奉天、直隸、山東、兩淮、兩浙、広東、四川各一人。…運使は、場民の生計・商民の利息〔行息〕・水陸輸送〔輓運〕を督察し、道里を計り、往来を時し、貴賤を平し、もって塩政に従わせる〔聽〕」¹¹⁷と説明されている。「兩浙都轉運塩使司」に、なぜ「江南」という語が入るのかについては、趙侗敦の「伝」のなかの「兩浙都轉運使司塩運使〔浙鹺〕に任命され、江蘇四府を管轄することになった」（乾隆丙辰博学宏詞文淵閣大学士・劉綸「故

浙江塩道副使趙公墓誌銘」卷十五，世編第五，16頁）という記述がこれに該当すると考えられる。『清史稿』には沿革として、「都転塩運使を置く。…兩淮，兩浙，康熙49年，駅塩道に改める。乾隆58年，故に復する」¹¹⁸と書かれているが，それが「兼管浙江清軍駅伝水利副使道」¹¹⁹の部分に関わると考えられる。「加三級」というのは「議叙」による。「議叙」には「記録」と「加級」があり，「記録一次」から「記録三次」までがあり，その上が「加一級」，また「加一級記録一次」とつづき，「加三級」まで全部で12等があった（191頁）。「政績あるいは功績によって，交部議叙を経て，昇遷を待つ官員の候選・候補の班次。また議叙を経て選昇を待つ人員」（191頁）を「議叙班」という。

- (3) 「兵備道」は道員（正四品）の一種であり，重要な地方で，「分守道」および「分巡道」に兵備銜を加え，所轄域内の都司・守備・千総・把総などの武官およびその所属軍隊を指揮統括した。乾隆18年から守・巡道で兵備銜を加えられたものは80人あまりであった（328頁）。「江西吉南贛寧兵備道」は江西省の分巡道である「吉南贛寧道」（関務・水利・駅伝を兼ね，贛州に駐在）¹²⁰に兵備銜が加えられたものである。「按察使」（正三品）は，正式には「提刑按察使司按察使」といい，省レベルの最高司法長官である。光緒初年まで，全国に18人いた（470頁）。花翎は官員が冠につけた孔雀の羽毛である（294頁）。
- (4) 「知府」（従四品）は府の長官であり，全国に185人の知府が置かれたが，清末には215ポストに増加した。知州と知県を管轄した（391頁）。「同考官」は科挙試験において主考あるいは総裁に協力して答案を読む官であり，山西省の郷試の同考官は9名であった（237頁）。
- (5) 「郎中」（正五品）は中央の部院の司の主官である。郎中の数は吏部は16人，戸部は36人，礼部は11人，兵部は18人，刑部は38人，工部は26人，理藩院は12人であった（436頁）。
- (6) 「監察御史」（従五品）は都察院の属官で，監察・弾劾・建言などを掌った。省の区分にしたがって，京畿・河南・江南・浙江・山西・山東・陝西・湖広・江西・福建・四川・広東・広西・雲南・貴州の十五道に分けられていた。十五道の掌印監察御史，監察御史は満洲28人，漢28人，合計56人であった。各省の裁判事務〔刑名〕を調査し，都の各役所の政事を検査し，朝見の儀式を正した〔糾参〕（569頁）。「杭嘉湖兵備道温處兵備道」は，浙江省の「分巡道」である「杭嘉湖道」（海防を兼ね，嘉興に駐在）と「温處道」（水利・海防を兼ね，温州に駐在）¹²¹に兵備銜が加えられたことを意味する。
- (7) 按察使司のもとに置かれ，公文書の出納を掌ったのが「按察使経歴」（正七品）である（470頁）。「運同」（従四品）は「同知塩運使司事」の略称で，塩運使の補佐官である（306頁）。
- (8) 「国子監典籍」（従九品）は国子監典籍庁の主官で，図書・碑・版などを管理した。定員は一人である（377頁）。「授」がないので，実缺には含めなかった。
- (10) 第二節でふれたように，「難蔭」とは官員が国事のために死亡した場合に，その嗣子に

官を与えることであり、「騎都尉」(正四品)は「世職」の一つである。「世職」は「世爵」ともいい、9の爵位があり、27等に分けられていた(145頁)。

- (11) 「翰林院修撰」(従六品)は侍講の下、編修の上で、一甲一名の進士が除授された。著述・記載を職掌とし、南書房および上書房で教習にあたりたり、館局で編纂などの官に任ぜられたりした(484頁)。「翰林院侍読」(従五品)は著述・編集、日講[纂直経幄]を掌った(385頁)。「日講」とは、皇帝が毎日講官を宮中に呼んで講義をさせる制度であり、日講官は起居注官を兼ねたので「日講起居注官」と称した(86頁)。「日講起居注官」は、皇帝の言行を記録[記注]して、それに基づいて「起居注冊」を編纂する官員である(551頁)。
- (12) 「内閣中書」(従七品)は、内閣所属の各房・処・庫などの機構で、起草[撰擬]・記載・翻訳・浄書・公文書の受け入れ発送などの公文書事務を掌った。漢中書の定額は30人であった。漢中書はおもに進士から補用されたが、挙人・生員から選補される者もいた。内閣中書は一定の年限を経ると、部院主事に内昇あるいは同知・直隸州知州に外放されることが可能で、軍機章京に保送されることすらあった。進士出身の中書はさらに試差を考取して考官として簡放されることもあった。したがって漢中書も清華の選に属し、品秩は高くなかったが、前途は比較的広く、章服は翰林と同じであり、特に朝珠を掛けることを許された(93頁)。「協辦侍読」の「侍読」は、「内閣侍読」¹²²(正六品)の可能性もあるが、編集の仕事に関わっていることから、やはり「翰林院侍読」だと考えられる。「協辦」というのは、内閣の副長官である「協辦大学士」などの場合に使われる。協辦大学士は雍正9年に正式に設置されたが、最初は地位・名望に優れた尚書や総督を本官留任のまま補授し、大学士のポストが空けば、最優先で補用された(215-216頁)が、それが「侍読」にも応用されたのではないだろうか。「経筵」とは、皇帝に経書・歴史を進講する礼儀である(439-440頁)。「軍機処」は内閣にかわって中枢となった機構である(273頁)。「行走」とはある機構で職に任じられ仕事をするのだが、資格・職歴が比較的浅い官員が、比較的高い職務につくときに用いられ、試用・実習の意を含むこともあった(246頁)。
- (13) 「翰林院庶吉士」は、新進士が選抜されて庶常館に入り、3年間学習するものである(657頁)。趙鍾彦は順天府宛平県籍である¹²³。
- (14) 「県丞」(正八品)には二種類あり、第一は知県の補佐官であり、糧馬・徴税・戸籍・逮捕・河防などの仕事を、主簿と分担した。県丞は、どの県にも置かれていたわけではなく、光緒初年に全国で345人しかいなかったという。第二の種類としては、河道総督の配下に、37名の県丞が置かれ、各汎の主官として、河務を専門に管理した(313頁)。「汎」とはこの場合、管河州同・州判・県丞・主簿・巡検の役所の所在地である(268頁)。(54)の趙興藻については、直隸保定府には「清河道」が駐在しており¹²⁴、「管河県丞」は河道・河庁に隷属して、各県の河工事務を処理するものであった(761-762頁)から、第二の種類は県丞であったと考えられる。佐雑官について述べておくと、県役所の「佐雑」は3種類

に分けることができた。第1は「佐貳」すなわち補佐官であり、県丞・主簿などである。第2は「属員」すなわち属吏であり、典史・巡検などがこれに当たる。第3は「雑職官」であり、郵便・人夫車馬を管理する駅丞、商税を徴収する税課大使、食糧倉庫を守る倉大使、水門を監視する閘官などであった。県丞は県の「ナンバー2 [二把手]」なので「二尹」（「尹」は地方長官）あるいは「左堂」（役所の左庁で政務を行ったためこう呼ばれる）と称され、主簿は「三尹」と呼ばれた。だが、佐雑官は「冗官」であり、法律上も事件を処理したり、租税を徴収したりすることは許されず、その権力は書吏にも及ばなかった。ある県の仕事が煩雑で過重なとき、知県の負担を軽減するために置かれたのが県丞や主簿であった。このような専門職能をもった県丞・主簿は自分の役所をつくって實際上独立運行していた。知県の権力は知県一人に属するもので、「一人政府」と呼ばれた。さらに、佐雑官の収入は非常に少なく、解任後に故郷に戻ることもできないほどであった¹²⁵。

- (15) 浙江台州府は、「京府」（順天府を指すが、留都・盛京の奉天府の体制も同様であった、419頁）以外の「外府」である。「外府経歴」（正八品）は各府に一人置かれ、公文書の出納と府役所の内部事務が仕事であった（434頁）。「塩提挙」（従五品）は「塩課提挙司」の官員である。「塩課提挙司」は塩務を分管する機構で、産塩場の生産販売を掌った（560頁）。
- (17) 「翰林院編修」（正七品）は「著述・編集、日講 [倮直経幄] を掌った。殿試第一甲第二、三名の進士が除授され、二甲進士も庶吉士になり散館後に除授されることがあった（724頁）。「左春坊左贊善」（従六品）は詹事府左春坊の属官で、記注・著述 [撰文]などを掌る。漢員の場合、翰林院檢討銜を兼ねる（153-154頁）。趙振祚の場合は「檢討」（従七品）でなく「侍読」（従五品）の銜を「欽加」されている。「国史館纂修」も漢員の場合、「編修・檢討を充てる」¹²⁶と規定されているので、「侍読」銜を与えられたのは、特別の恩典であろう。「国史館」は国史を編纂する機関であり、翰林院に属した（380頁）。「団練」とは「団集訓練」、すなわち地方の官紳が編制・訓練した郷兵組織（238頁）であり、第2節でふれたように、趙振祚は太平天国と戦った人物である。趙振祚は順天府宛平県籍である¹²⁷。
- (18) 「通判」（正六品）は、知府の補佐官の一つで、定員はなく、府属の糧・塩・督捕・江海防務・河工水利・清軍理事・各族民人の撫綏などの仕事を、同知と分担した（606頁）。
- (19) 「安徽大營」は、太平天国時期の曾國藩の軍営である。「同知直隸州知州」とは「州同」（従六品）である。州同は知州の補佐官であり、清代には各州に州同知一官が置かれ、府同知と区別するために州同と呼ばれた。州の糧務・水利・海防・管河などの仕事を、州判と分担した。清代には直隸州で州同を設けたもの20州、散州で州同（こちらも従六品）を設けたもの32州であった（271頁）。
- (22) 「布政使司理問」（従六品）は各省の布政使司に置かれた理問所の官であり、裁判事務を取り調べるのが職掌であったが、各省ではいずれも時と場所に応じて、置いたり廃された

- りで、定制はなかった(610頁)。
- (24) (10)の説明を参照。「雲騎尉」(正五品)は「世職」の一つである。
- (28) 「訓導」(従八品)は学官で、府・州・県学に一人おかれ、府教授・州学正・県教諭を助けて生員の教育にあたった。光緒初めまで、全国で府・庁・州・県の訓導は1,512人いた(190-191頁)。
- (30) 「州吏目」(従九品)とは裁判事務の官であり、直隸州および散州に一人置かれた。奸盗を除き、獄囚を監督[察]し、簿録を主管するのが職掌であった。光緒初めまで全国に221人いた(209頁)¹²⁸。
- (33) 「布政司経歴」(従六品)は、各省布政使司に一人置かれ、公文書の出納を、「都事」と分担した(147頁)。
- (34) 「光禄寺署正」(従六品)は、光禄寺の大官・珍饈・良醞・掌醞の四署に置かれた¹²⁹。
- (36) 「主簿」には三種類あり、第一が知県の補佐官である「県主簿」¹³⁰(正九品)であり、定員はなかった。県の糧馬・徴税・戸籍・逮捕などを、県丞と分担したが、士人は主簿を雑職とみなした。のちには大部分が廃止されて置かれなくなり、光緒初年には全国で55人しかいなかった。第二は一部の卿寺に置かれたもので、「典簿」(正七品、従七品、従八品など)とも呼ばれ、公文書を専掌した。第三に河道総督の属下に主簿が42人おり、各汛の主官として河務を専掌した(187, 377頁)。
- (38) 「提督学政」(略して学政)は、各省に欽派された教育行政長官である(405頁)。
- (44) 「直隸州州判」(従七品)は、直隸州知州の補佐官である(367頁)。定員はなく、州内の督糧・捕盗・海防・水利などを、州同と分担した。全国に直隸州州判35人、散州州判(どちらも従七品)35人が設けられていた(271頁)。
- (45) 「典史」(未入流)は知県の属官で、各県に一人おかれ、獄囚の点検[稽検]を管理した。県丞・主簿が欠員となると、典史がその仕事を兼ねたので、「某県右堂」と尊称されることもあった。光緒初年まで全国で1,296人いたという(377頁)。
- (46) 「提学」は「提督学政」のことであり、鄧鍾岳は江南学政であった¹³¹。
- (54) (14)の説明を参照。
- (57) 「翰林院待詔」(従九品)は翰林院待詔庁の主官であり、浄書・校勘を掌った(502頁)。
- (59) 宗人府、内閣、翰林院、詹事府、文淵閣、中書科、上諭館、内廷三館、修書各館、各衙門例則館などには、それぞれ書吏が若干名置かれ、「供事」「書辦」と称した。京吏の一種である(387頁)。(59), (60), (75)の破線を付した部分が、書吏にあたる。「巡検」(従九品)は「巡検司巡検」の略であり、盗賊を逮捕し、悪徒を詰問するのを職掌とし、州県の関津險要に置かれた¹³²。光緒初めまで全国に935人いた。警官のようなものであった(282頁)¹³³。
- (60) 泥汙司は安徽省廬州府無為州の泥汙巡司¹³⁴、壩頭司は広東省嘉應直隸州平遠県の壩頭巡司¹³⁵である。

- (6) 三水司は、広東省広州府三水県の三水巡司¹³⁶である。
- (7) 「吏員」とは、おそらく「非経制」の吏である。「吏」には正規の手続きを経た「経制」の吏と臨時の「非経制」の吏があり、経制の吏は3万人あまりにも達し、全国文官の数をはるかに超えていたが、非経制の吏はさらに多かった(209頁)。

〈注〉

- 1 召試については、『清史稿』に次のように記されている。「康熙42年、44年に、聖祖(康熙帝のこと、引用者)は江蘇・浙江を巡幸し、士子を召試した。選抜されたものは銀を賜り、北京で採用された[録用有差]。高宗(乾隆帝のこと、引用者)は六度江蘇・浙江を巡幸し、三度山東を、四度天津を巡幸した。およそ士子で詩賦を献上するものは、行在で召試された。優等には出身が与えられ、内閣中書が授けられた。次等のものには絹を賜った」(趙爾巽等撰『清史稿』巻一百九、志八十四、選挙五、中華書局、2003年、3178頁)。「官位保有者(77名)一覧表」の(2)趙爾巽も召試を経て内廷に召されている。
- 2 前掲『清史稿』巻一百六、志八十一、選挙一、3115頁。朱金甫・張書才主編、李国栄副主編『清代典章制度辞典』中国人民大学出版社、2011年、183、343、776、795頁。
- 3 『世宗憲皇帝実録(二)』(『清実録』八)巻一三八、雍正十一年十二月壬戌條、中華書局、1985年、758頁。
- 4 前掲『清代典章制度辞典』245頁。
- 5 前掲『清史稿』巻一百六、志八十一、選挙一、3104-3106頁。
- 6 Ping-ti Ho, *The Ladder of Success in Imperial China Aspects of Social Mobility, 1368-1911*, p. 30. (何炳棣著、寺田隆信・千種真一訳『科挙と近世中国社会 立身出世の階梯』平凡社、1993年、43頁)
- 7 前掲『清史稿』巻一百六、志八十一、選挙一、3107頁。
- 8 前掲『清代典章制度辞典』483頁。
- 9 伍躍『中国の捐納制度と社会』京都大学学術出版会、2011年、82頁。
- 10 前掲『清代典章制度辞典』563頁。
- 11 例貢以外の「恩貢」「拔貢」「副貢」「歲貢」「優貢」は「五貢」と称され、「正途」出身として、雑流と区別された(前掲『清史稿』巻一百六、志八十一、選挙一、3107頁)。前掲『清史稿』巻一百十、志八十五、選挙五、3205頁も参照。
- 12 前掲『清代典章制度辞典』567頁。
- 13 前掲『清史稿』巻一百六、志八十一、選挙一、3100頁。
- 14 『世宗憲皇帝実録(一)』(『清実録』七)巻一七、雍正二年三月乙亥朔條、中華書局、1985年、283頁。
- 15 Ping-ti Ho, *The Ladder of Success in Imperial China*, pp. 27-28, 34 (邦訳、41、47頁)。何炳棣氏は同書のなかで、監生について次のように指摘している。「清代には、百兩を少し越えるくらいの金を出せる者であればほとんど誰でも、監生の肩書と学者の制服制帽を着用する権利とを手に入れることができた、とって過言ではないであろう。…彼らの法律上の身分と諸権利が、明代の大半に比べ、はるかに劣悪化していたことを考慮すれば、彼らを清代の官吏有資格者の集団から除外するのが妥当であるように思われる。一方、監生は庶民のなかには特権集団を形成していた。彼らはその理論上の『卒業生』たる身分のゆえに、労役と学政のおこなう定期試験とを免除されていた。加えて、裕福な庶民にとって、監生の肩書はさらに官職名を購うのに欠かせない要件であった」(p. 34. 邦訳、46-47頁)。
- 16 前掲『清代典章制度辞典』379頁。

- 17 倉橋圭子『中国伝統社会のエリートたち 文化的再生産と階層社会のダイナミズム』風響社、2011年、88頁。
- 18 前掲『清史稿』卷一百六、志八十一、選挙一、3107頁。
- 19 T'ung-tsu Ch'ü, *Local Government in China under the Ch'ing*, Harvard Council on East Asian Studies, Harvard University Press, 1988, p.317. 瞿同祖著、范忠信等訳『清代地方政府』法律出版社、2003年、289頁。
- 20 前掲『清史稿』卷一百八、志八十三、選挙三、3157頁。
- 21 前掲『清代典章制度辞典』166頁。
- 22 前掲『中国伝統社会のエリートたち』88頁。
- 23 原語は「頂冒」。「冒名頂替」(あるいは頂名)、すなわち科挙試験において「関係ない人に、自分の名で代わりに受験させる」(李鵬年・劉子揚・陳鏘儀『清代六部成語詞典』天津人民出版社、1994年、235頁)ことと同じだと判断した。
- 24 前掲『世宗憲皇帝実録(二)』(『清実録』八)卷七九、雍正七年三月戊午條、40頁。
- 25 前掲『清代典章制度辞典』386頁。
- 26 「冠帯」は帽子と腰帯の意だが、士族および官吏を指し(徐連達編著『中国官制大辞典』上海大学出版社、2010年、470頁)、「儒士」は京吏の一種で、おもに礼部で仕事をした(前掲『清代典章制度辞典』794頁)。
- 27 前掲『中国伝統社会のエリートたち』178頁。
- 28 前掲『中国の捐納制度と社会』355頁。
- 29 前掲『清代典章制度辞典』563頁。
- 30 前掲『中国の捐納制度と社会』279頁。「京官」は京師の官、「外官」は地方官である。
- 31 前掲『中国の捐納制度と社会』286頁。
- 32 前掲『中国の捐納制度と社会』288頁。
- 33 林乾『清代衙門図説』中華書局、2006年、200頁。
- 34 劉綸は趙氏と同じく江蘇省常州府武進県人である(前掲『清史稿』卷三百二、列伝八十九、10461頁)。
- 35 『清会典事例』卷一八、吏部二、官制、中華書局、1991年、244-246頁。
- 36 前掲『中国の捐納制度と社会』280頁。
- 37 張集馨著、杜春和・張秀清整理『道咸宦海見聞録』乙巳四十六歳(道光二十五年1845年)條、中華書局、1981年、81頁。
- 38 前掲『清代衙門図説』195頁。
- 39 Ping-ti Ho, *The Ladder of Success in Imperial China*, pp.24-26 (邦訳、38-39頁)。何炳棣氏によれば、下層は八品・九品および“unclassified clerks or subofficials who could ascend to the lower classed ranks through seniority or special tests” (ibid., p.25) から成っていた。
- 40 Ping-ti Ho, *The Ladder of Success in Imperial China*, p.26 (邦訳、40頁)。
- 41 Ping-ti Ho, *The Ladder of Success in Imperial China*, p.27 (邦訳、41頁)。
- 42 Ping-ti Ho, *The Ladder of Success in Imperial China*, p.27 (邦訳、41頁)。
- 43 前掲『清史稿』卷一百十、志八十五、選挙五、3212頁。
- 44 前掲『清史稿』卷一百六、志八十一、選挙一、3107頁。
- 45 前掲『中国官制大辞典』497頁。
- 46 前掲『清史稿』卷一百十、志八十五、選挙五、3205頁。前掲『清代典章制度辞典』297頁。
- 47 前掲『清史稿』卷一百十、志八十五、選挙五、3205頁。前掲『清代典章制度辞典』210、324頁。
- 48 前掲『清史稿』卷一百十二、志八十七、選挙七、3233頁。
- 49 前掲『中国の捐納制度と社会』462-463、467頁。
- 50 天理教とは八卦教が改名したものである(『仁宗睿皇帝実録(四)』(『清実録』三一)卷二七四、

- 嘉慶十八年九月壬午條，中華書局，1986年，728頁）。
- 51 「処士」とは在野の士，異育については不詳である。
- 52 「封贈」の一種で，正・従七品の妻は「孺人」に，正・従八品の妻は「八品孺人」に封じられた（前掲『清史稿』卷一百十，志八十五，選舉五，3195頁）。
- 53 前掲『清史稿』卷一百十，志八十五，選舉五，3212頁。
- 54 広西巡撫・金鉞。金鉞は漢軍鑲白旗人。雍正6年に広西巡撫に就任した（前掲『清史稿』卷二百九十二，列伝七十九，10304頁）。
- 55 前掲『世宗憲皇帝実録（二）』（『清実録』八）卷一〇六，雍正九年五月丁亥條，406頁。
- 56 前掲『世宗憲皇帝実録（二）』（『清実録』八）卷一三八，雍正十一年十二月甲寅條，755頁。
- 57 前掲『清史稿』卷五十八，志三十三，地理五，1989頁。
- 58 前掲『清代典章制度辞典』235頁。
- 59 包世臣は安徽省寧国府涇県人，嘉慶13年の挙人である（前掲『清史稿』卷四百八十六，列伝二百七十三，文苑三，13417頁）。「伝」の末尾に，趙仁基自身とは面識がなかったが，觀莊趙氏の人々と交遊があったと書いている。趙仁基が包世臣の故郷である涇県の知県をつとめたという縁もあった（卷十六，世編第六，16頁）。
- 60 前掲『清代衙門図説』47頁。
- 61 前掲『清史稿』卷四百八十九，列伝二百七十六，忠義三，13518頁。
- 62 前掲『清史稿』卷十六，本紀十六，仁宗本紀，603頁。滑県は河南省衛輝府（前掲『清史稿』卷六十二，志三十七，地理九，2082頁），曹県は山東省曹州府（前掲『清史稿』卷六十一，志三十六，地理八，2057頁）に属した。
- 63 陸繼輅は嘉慶庚申科の挙人であり，趙鍾書の従兄弟で進士の趙鍾彦と，「同年」の関係にある。
- 64 曹州は山東省曹州府を指し，定陶県・城武県・單県はいずれも曹州府に属した（前掲『清史稿』卷六十一，志三十六，地理八，2056-2057頁）。姚国旃は安徽省徽州府歙県人，賀德瀚は湖南省長沙府寧郷県人であった（前掲『清史稿』卷四百八十九，列伝二百七十六，忠義三，13518頁）。
- 65 張執琮は山西省平定直隸州孟県人，乾隆52年丁未科の進士である（朱保炯・謝沛霖『明清進士題名碑録索引』上海古籍出版社，2004年，489，2749頁）。
- 66 地方官の場合，歷俸3年で俸満となり，俸満は「秩満」とも言った（前掲『清代典章制度辞典』584頁）。
- 67 百齡は漢軍正黄旗人，乾隆37年進士である（前掲『清史稿』卷三百四十三，列伝一百三十，11133頁）。嘉慶16年から嘉慶21年まで，両江総督をつとめた（錢実甫編『清代職官年表』中華書局，1997年，1447-1450頁）。百齡は自らの標兵を率いて徐州に駆けつけ，臨機に按配した（前掲『仁宗睿皇帝実録（四）』（『清実録』三一）卷二七五，嘉慶十八年九月丙戌條，741頁）というから，趙鍾書の名を知ったのは，その時のことであろう。
- 68 「総督」は雍正帝以後の定制では，事実上の最高行政長官として，1省あるいは2，3省を管轄した。直隸・両江・閩浙・湖広・陝甘・四川・兩広・雲貴などに置かれ，清末には東三省総督が増設された。このほかに漕運総督と河道総督が置かれていた（前掲『清代典章制度辞典』521頁）。「両江総督」は江蘇・安徽・江西の3省を管轄した（前掲『清史稿』卷一百十六，志九十一，職官三，3338頁）。
- 69 趙仁基の容貌については，第2節8頁を参照。
- 70 曾国藩は湖南省長沙府湘郷県人，道光18年の進士である（前掲『清史稿』卷四百五，列伝一百九十二，11907頁）。
- 71 「封贈」の一種で，正・従四品の妻は「恭人」，正・従三品の妻は「淑人」に封じられた（前掲『清史稿』卷一百十，志八十五，選舉五，3195頁）。
- 72 趙鍾書が亡くなったのは，道光元年である。
- 73 「部選」とは吏部銓選によって任命されたということである（前掲『清史稿』卷一百十，志八十

- 五、選挙五、3207頁参照)。「回避」は、本籍あるいは原籍で官職につくことはできない、あるいは一定の親族関係にあるものは同一の官庁で職についたり、上下関係にあってはいけない(たとえば父親がある省の総督や巡撫であったら、息子は一般にその省で官員になることはできない)という規定である(邱遠猷主編『中国近代官制詞典』北京図書館出版社、1997年、57頁)。
- 74 前掲『清代職官年表』1674-1680頁。
- 75 前掲『清史稿』卷一百十、志八十五、選挙五、3207頁。
- 76 「要路にあるものは衝」「政務の繁雑なものは繁」「租税の滞納・不足が多いものは疲」「民俗が狡猾凶暴で、殺人・窃盗事件の多いものは難」とみなされた。四字そろったものが最要府あるいは最要州県であり、三字は「要」、二字は「中」、一字あるいは無字は「簡」とよばれた(郭松義・李新達・李尚英『清朝典制』吉林文史出版社、1993年、212頁)。前掲『清史稿』卷一百十、志八十五、選挙五、3207頁も参照。
- 77 前掲『世宗憲皇帝実録(二)』(『清実録』八)卷一一三、雍正九年十二月戊申條、510頁。
- 78 前掲『清史稿』卷五十九、志三十四、地理六、2002頁。
- 79 鄧爾恒は道光13年の進士、陝西巡撫をつとめた(前掲『清史稿』卷三百九十六、列伝一百八十三、11792頁)。
- 80 在任期間については、曾國藩は、「滁州、六安州の任につき、わずか数ヶ月で平陽府知府に昇った。山西で数ヶ月、また江西南贛兵備道に昇った」(卷十六、世編第六、18頁)と述べ、包世臣の伝えるところとは、多少の異同がある。
- 81 前掲『清史稿』卷六十六、志四十一、地理十三、2164頁。『清史稿』のこの箇所では、「吉贛南寧道」と記されている。
- 82 前掲『清代衙門図説』39頁。
- 83 「首県」梁章鉅撰、于亦時点校『婦田瑣記』卷七、中華書局、1997年、137頁。
- 84 袁枚は浙江省杭州府錢塘県人である(前掲『清史稿』卷四百八十五、列伝二百七十二、文苑二、13383頁)。
- 85 前掲『清代衙門図説』40頁。
- 86 「答陶觀察問乞病書」(小倉山房詩文集、卷十六)袁枚著、周本淳標校『小倉山房詩文集』上海古籍出版社、2009年、1483頁。
- 87 前掲『清代衙門図説』41-44頁。
- 88 前掲『清史稿』卷三百六十九、列伝一百五十六、11495頁。
- 89 前掲『清史稿』卷五十八、志三十三、地理五、1987頁。
- 90 張井は陝西省延安府膚施県人、嘉慶6年進士、道光6年から道光13年まで南河総督をつとめた(前掲『清代職官年表』3209、1455-1459頁)。
- 91 『宣宗成皇帝実録(四)』(『清実録』三六)卷二一九、道光十二年九月丙午條、中華書局、1986年、255頁。
- 92 陶澍は湖南省長沙府安化県人、嘉慶7年進士である(前掲『清史稿』卷三百七十九、列伝一百六十六、11605頁)。道光10年から道光19年まで両江総督をつとめた(前掲『清代職官年表』1457-1462頁)。
- 93 前掲『宣宗成皇帝実録(四)』(『清実録』三六)卷二三一、道光十三年二月己酉條、463頁。
- 94 「漕船」は「漕船」ともいい、漕糧(江南などの省で徴収され、水路で京師に運ばれた米や豆など)を輸送する船であった(前掲『清代典章制度辞典』747、772頁)。
- 95 「漕運総督」は漕政を管理する最高長官であった(前掲『清代典章制度辞典』772頁)。
- 96 前掲『宣宗成皇帝実録(四)』(『清実録』三六)卷二三一、道光十三年二月上癸丑條、465頁。このほかに、道光十三年正月庚寅條(同書、440頁)、道光十三年七月丁酉條(同書、616頁)でも桃源県の事件に言及されている。
- 97 前掲『宣宗成皇帝実録(四)』(『清実録』三六)卷二四四、道光十三年十月甲子條、675頁。

- 98 前掲『清代典章制度辞典』294, 360頁。『清会典図』卷六四, 冠服八, 礼服八, 中華書局, 1991年, 659-684頁。観荘趙氏で花翎を授与されたのは趙仁基を含めて5名である。
- 99 前掲『清代典章制度辞典』582頁。
- 100 前掲『道咸宦海見聞録』庚子四十一歳(道光二十年1840年)條, 51頁。
- 101 前掲『清史稿』卷六十六, 志四十一, 地理十三, 2167頁。『清史稿』のこの箇所では、「吉贛南寧道」と記されている。
- 102 前掲『清代典章制度辞典』747頁。
- 103 前掲『道咸宦海見聞録』辛亥五十二歳(咸豐元年1851年)條, 134頁。
- 104 林則徐は福建省福州府侯官県人, 嘉慶16年の進士である(前掲『清史稿』卷三百六十九, 列伝一百五十六, 11489頁)。
- 105 前掲『清史稿』卷三百六十九, 列伝一百五十六, 11495-11496頁。
- 106 前掲『清代職官年表』2146頁。
- 107 前掲『道咸宦海見聞録』乙巳四十六歳(道光二十五年1845年)條, 82-83頁。
- 108 「保奏周騰虎等片」『曾國藩全集・奏稿(三)』岳麓書社, 1995年, 1768-1769頁。
- 109 前掲『清史稿』卷一百九, 志八十四, 選舉四, 3189頁。譚廷襄・嚴樹森・左宗棠については, 前掲『清史稿』卷四百二十六, 列伝二百十三, 12240-12241頁; 卷四百二十七, 列伝二百十四, 12265-12267頁; 卷四百十二, 列伝一百九十九, 12023-12035頁にそれぞれ「伝」がある。譚廷襄, 嚴樹森, 左宗棠は同治元年の時点で, それぞれ山東巡撫, 湖北巡撫, 浙江巡撫であった(前掲『清代職官年表』1705頁)。
- 110 前掲『清代職官年表』1703-1705頁。
- 111 前掲『道咸宦海見聞録』庚申六十一歳(咸豐十年1860年)條, 296頁。
- 112 この場合は「外省知県」(正七品)である。これに対して「京県知県」は正六品(前掲『清会典事例』卷一八, 吏部二, 官制, 238, 236頁)であり, 県丞も京県では正七品, 外県では正八品と品級が異なっていた(前掲『清会典事例』卷一八, 吏部二, 官制, 238, 240頁)。「京県」とは, 大興県・宛平県をさすが, 承徳県も奉天府の「附郭」として京県と同格であった(前掲『清代典章制度辞典』419, 422頁)。
- 113 前掲『清史稿』卷一百十六, 志九十一, 職官三, 3343-3344頁。前掲『清代典章制度辞典』716頁。「偏沅」とは偏橋と沅州である(前掲『清代典章制度辞典』717頁)。
- 114 「直隸州」は直接に省の布政使司に隸属し, 府と同級であった。「散州」は直隸州でない普通の州のことで, 属州とも称した。各府に分散しているので散州と呼ばれ, 府によって統轄され, 県と同級であった(前掲『清代典章制度辞典』681頁)。
- 115 前掲『清史稿』卷一百十六, 志九十一, 職官三, 3355頁。
- 116 前掲『清史稿』卷一百十六, 志九十一, 職官三, 3354頁。
- 117 前掲『清史稿』卷一百十六, 志九十一, 職官三, 3349-3350頁。「転運使」の由来として, 唐代のことは, 星斌夫『大運河——中国の漕運——』(近藤出版社, 1971年, 28頁)に述べられており, 「都転運使」は, 二路以上の転運使を統べるものであった(同書, 50頁)。
- 118 前掲『清史稿』卷一百十六, 志九十一, 職官三, 3351頁。
- 119 「清軍」という語は, 「清理軍政」(前掲『中国官制大辞典』553頁参照)の略だと考えられる。
- 120 前掲『清史稿』卷一百十六, 志九十一, 職官三, 3354頁。
- 121 前掲『清史稿』卷一百十六, 志九十一, 職官三, 3354頁。
- 122 「内閣侍読」は内閣の属官であり, 上奏書のつきあわせ[勘对本章], 籤票の点検[檢校]などを掌った(前掲『清代典章制度辞典』385頁)。
- 123 前掲『明清進士題名碑録索引』1795頁。
- 124 前掲『清史稿』卷五十四, 志二十九, 地理一, 1899頁。
- 125 前掲『清代衙門図説』48頁。

- 126 前掲『清史稿』卷一百十五，志九十，職官二，3312頁。
- 127 前掲『明清進士題名碑録索引』1787頁。
- 128 永康州・佶（『清史稿』では「結」と表記）倫土州・鎮遠土州はいずれも広西省太平府に属する（前掲『清史稿』卷七十三，志四十八，地理二十，2316-2317頁）。『清史稿』には，広西省の西隆州について，次のように記されている。「雍正12年に直隸州となる。…乾隆7年に州に復する。…八達城には州同が駐在する。旧州には州判が駐在する」（前掲『清史稿』卷七十三，志四十八，地理二十，2306頁）。
- 129 前掲『清史稿』卷一百十五，志九十，職官二，3316頁。
- 130 前掲『清会典事例』卷一八，吏部二，官制，241頁。
- 131 鄧鍾岳は山東東昌（現在の聊城）の人，康熙60年辛丑科の状元で，翰林院修撰を授けられた（喬暁軍編『清代翰林伝略』陝西旅游出版社，2002年，95頁）。雍正4年1月25日（1726年2月26日）に翰林院修撰から江南学政となり，雍正7年9月28日（1729年11月18日）に広東学政に異動した（前掲『清代職官年表』2642-2644頁）。
- 132 前掲『清史稿』卷一百十六，志九十一，職官三，3359頁。
- 133 「石城里巡檢」というのは，山西省潞安府潞城县に「虹梯関すなわち魯般門，巡司が駐在」（前掲『清史稿』卷六十，志三十五，地理七，2026頁）したものを指すと考えられる。
- 134 前掲『清史稿』卷五十九，志三十四，地理六，2005頁。
- 135 前掲『清史稿』卷七十二，志四十七，地理十九，2284頁。
- 136 前掲『清史稿』卷七十二，志四十七，地理十九，2272頁。

The History of the Zhao Family of Guanzhuang Village in Changzhou Prefecture (3)

Kaori Asanuma

3. The degrees and the official positions held by the members of the Zhao Family

After the 26th generation, the Zhao Family consisted of the seven branches living inside the walls of Changzhou city and the three outside. The former held many degrees and official positions, while the latter held few. Among the branches inside the walls, two prospered particularly well: the Dianzhuan-gong branch (the descendants of Zhao Xiong-zhao) and the Taiyuan-gong branch (the descendants of Zhao Feng-zhao). This section focuses on the officials of the Taiyuan-gong branch for three generations, namely, Zhao Zhong-shu, Zhao Ren-ji and Zhao Lie-wen. All of them held some kind of degree as well as an official position. Their lives show us many aspects of officialdom in the Qing period, for example, the career-paths of Jinshi (the holders of the highest examination degree), Juren (the holders of the intermediate degree) and Jiansheng (students of the Imperial Academy).